



11月号
Vol.8
NOV. 2001

山梨自治風

特集

21世紀のまちづくり

まち自慢

巻頭随想

市町村リレーまちづくり 夢づくり

苦言 提言

珍・聞・感・分??

自治Q&A

ま ち 自 慢

中巨摩郡八田村

創造発信基地

「ふれあい情報館」

「果実と清流のふる里八田村」はこのキャッチフレーズのとおり、ぶどう・もも・さくらんぼ・キウイフルーツ…が、また富士川を東面に、北面を御勅使川に接する扇状地で、県都甲府市の西方10kmに位置する平坦な農村地域の一角にあります。首都圏域に近く、都市交流も盛んで国内外のお付き合いの輪が広がっています。

このさわやかな自然空間の中で、情報通信時代の拠点施設として、平成13年6月に「八田村ふれあい情報館」を完成させ、さらに進むIT社会に向け、積極的な環境づくりが推進されています。ふれあい情報館には、ケーブルテレビの放送設備を設け、地域の出来事や気象をはじめ、あらゆるジャンル情報を収集、提供しています。

300席の固定席をもったカナリヤホールは、コンパクトながら200インチのマルチビジョンからの迫力ある映像や本格的な音響が楽しめます。

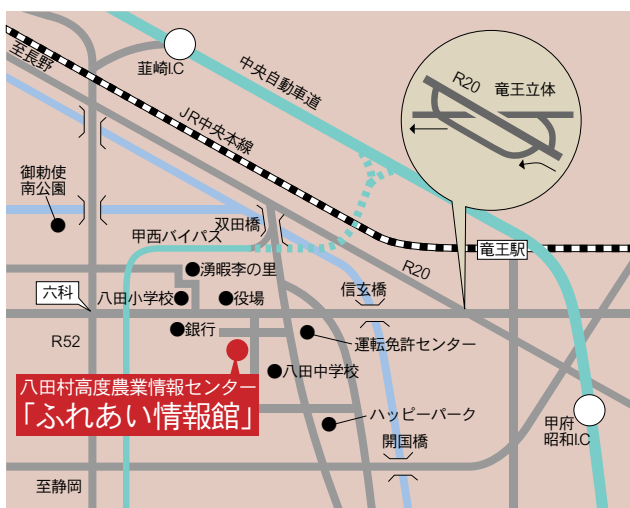
情報の泉として、ふれあい図書館が整備され、コンピューターを駆使しての広範な運営が展開されています。その他、IT教室や料理教室、集会などの会議室から成り、地域の創造発信基地として、心豊かなふる里づくりにさらなる期待がふくらみます。



〒400-0204 山梨県中巨摩郡八田村榎原800 TEL.055-285-1883
URL <http://www.haic.hatta.yamanashi.jp> FAX.055-285-0491

開館時間 ■火・水・木・金・土・日曜日：午前9時30分～午後5時
■第2・第4金曜日：午前9時30分～午後7時

休館日 ■月曜日
■祝祭日(この日が土・日曜日にあたる場合を除く)
■毎月末日(この日が土・日曜・祝祭日にあたる場合はその前日)
■年末年始(12月28日～1月4日) ■特別調整期間



11月号
Vol.8
NOV. 2001



秩父多摩甲斐国立公園の一角にあるみずがき山は、全山が黒雲母花崗岩からなる起伏の激しい岩峰を形造っている。秋は、白い岩肌に紅葉があざやかに彩り、特に周辺の森林文化の森「瑞牆の森」は、新しい紅葉名所となっている。
(みずがき山:須玉町提供)

まち自慢	八田村「ふれあい情報館」	表2
巻頭随想	NPO・市民活動によるまちづくりと大学の役割 都留文科大学教授 中村 陽一	2
まちづくり	夢づくり「須玉町」	4
特集	21世紀のまちづくり	6
特集1	住民自治とまちづくり	
特集2	行政とNPOとの協働	
特集3	山梨県都市計画区域マスタープランの策定について	
特集4	協働のまちづくり	
苦言提言	この地を愛する勇氣 萌木の村株式会社代表取締役社長 船木 上次	23
合併コーナー		
	山梨県市町村合併アンケート結果の概要	24
	がんばっていまーす!!	28
	珍・聞・感・分?? 骨おり損のくたびれ儲け 富士吉田市企画部秘書課国際係 ショーン デブリック	30
	自治Q & A	31
	市町村イベントごよみ	34
	市町村振興協会たより	36
	はつらつ!! 市町村職員 飯島 健史さん(石和町)・編集後記	表3

時の人

酒蔵ギャラリー「六斎」

増穂町青柳町の国道五十二号沿いにある寛政二年創業「春鷲轉」で知られる造り酒屋の酒蔵を改装し、今年七月、酒蔵ギャラリー「六斎」がオープンしました。

国道から二歩入るとそこは別世界。その昔、富士川舟運の河岸で栄えた時代を偲ばせる落ち着いた雰囲気まで迎えてくれます。きき酒をしながら蔵元の酒や酒の仕込水を使うたお茶やコーヒーが味わえ、ギャラリーの展示を観ながらゆったりとした時間が過ごせます。「六斎」の名は二五八〇年代に青柳で月六回開かれたという「六斎市」にちなんでいます。

十五年前、造り酒屋に嫁いだ代表の中込紀子さんは学芸員の資格を持ち、「造り酒屋」というとどうしても堅いイメージがありますが、大勢の人にお酒の良さや酒造りの歴史に触れてもらいたい。」と、またオープン以来企画展やミニコンサートが催されている六斎について、昔から市は物だけでなく人や文化の交流の場でした。こども地元をはじめ大勢の人に愛され、喜んでもらえるような場所にした。」と話してくれました。



中込 紀子さん
萬屋醸造店(六斎代表)

巻頭

随想

都留文科大学文学部社会学科教授

中村 陽一



PROFILE

中村 陽一
(なかむら よういち)

1957年金沢市生まれ。1980年一橋大学社会学部卒業。編集者、日本生協連総合指導本部などを経て、1989年消費社会研究センター設立。1996年都留文科大学文学部社会学科助教授、2000年同教授。2002年立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授着任予定。専門は、NPO/NGO論、市民活動論など。日本NPOセンター企画運営委員、NPOサポートセンター理事など。著書「日本のNPO/2000」「同/2001」ほか多数。

NPO・市民活動による まちづくりと大学の役割

NPO・市民活動による まちづくりと大学私

学生時代より、幅広い意味でのボランティア的な市民活動（ただし当時一般的にぞういと呼び方ではない）に参加し始め、四半世紀をこえた。

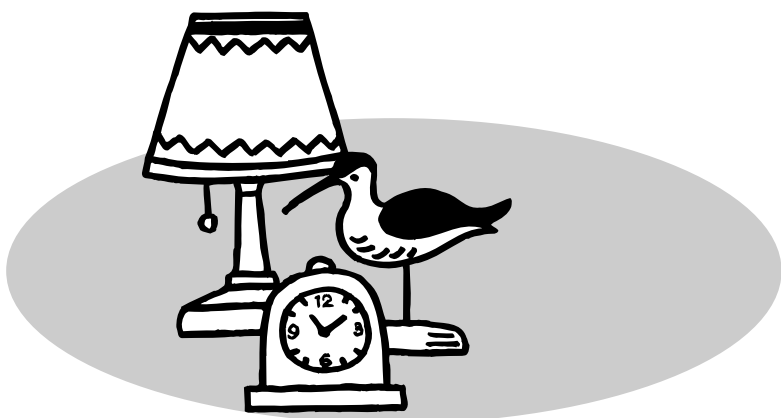
全国各地域の市民活動の現場に足を運ぶようになり、今日のNPO（民間非営利組織）・NGO（非政府組織）の活動につながる手応えをつかんだのが、だいたい十五年ぐらい前のこと。一九八九年、非営利独立のネットワーク型シンクタンク「消費

社会研究センター」を設立した頃が、本格的にNPO・市民活動の世界に足を踏み入れた時期といえるだろうか。

九十二年には、米国政府のインターナショナル・ビジネスマン・プログラムにのり、「グラスルーツ・デモクラシー・チーム」団長として、米国のNPOとそれを支援する財団・企業の様子をつぶさに見ることができた。日本にもこうした制度の必要を

痛感し、帰国後、市民活動サイドから、行政・企業との共同研究も含め、NPOのある社会へ向けての基盤整備を進める実践的調査研究・政策提言に取り組み続けている。

複数の大学において、NPO・市民活動をテーマとした講義を開始した九十三年からは、NPO・市民活動の現場とのコーディネートによる人材育成にも力を入れてきた。同時に、現場と研究の場を往復し、多数の実践的研究プロジェクトを推進するとともに、いくつかのNPOおよびNPOサポート組織の運営に関わりながら、NPO・市民活動団体へのサポート活動を展開している。



大学とNPOとの連携 人のつながりをつくる

これまで私とその周囲でさまざまに働きかけをしてきた成果として、現在、首都圏の10をこえる大学の学生・院生、卒業した若い社会人やNPOスタッフ、のべ40〜50名によるゆるやかなネットワークが形成されており、月例ペースでの開放的なサロン・ミーティングや、NPOとの協働をともなっていくつかのプロジェクト（NPOで働くことをテーマにした若い世代によるフォーラム、若手NPOスタッフへの連続インタビューによるブックレット作成など）を推進している。

また、彼らをコアとしつつ、さらに全国規模のメーリング・リストをネット上で展開しており、ここには二〇〇名近くの全国の学生・院生・若手NPOスタッフ・公務員なども含む社会人が参加して、活発な情報交換や議論が進められている。こうした人々のなかから、NPO

でインターンシップを経験したり、さらにはスタッフとして働く人材も出始めている。私自身、そのためのマッチングを行っているが、これは、あらかじめ学生とNPO双方のヒアリングによってそれぞれの希望を丁寧に把握し、目標設定をしてもらったうえで、適切と思われる顔合わせを行い、事が滑り出した後も、定期的にチェックとフォローアップによる微調整を行っていく必要があることから、オリジナルな経験によるノウハウの蓄積を要し、かつ手間暇がかかる。

今後、大学という場が、いかに組織的にこうした機能を果たしていけるようなシステムを構築していけるかが鍵となるだろうが、そのための蓄積の方法、人材獲得（ないし時間がかかるが育成）、NPOや地域との密な関係づくり等々、クリアすべき課題は多い。

座に、意欲のある学生や若手スタッフ（これはNPOはもとより、行政・企業の間も視野に入れて）に参加してもらい（ときに指名参加も含む）、講座自体の運営にも携わりつつ、市民の立場からの（つまりNPOに求められる）調査研究能力の育成・向上をはかってもらう。講座後半では、実際にNPOへのヒアリングや調査実務にあたってもらい、その成果をまとめ上げるところまで行う。つまり講座全体が、OJTの要素をもった進め方となる。

次に地域との関係では、私の本務校と地元都留市の場合を例にとつてみよう。九十九年度、都留文科大学公開講座を実践的な出前講座にあらため、大学と市民・学生の連携による都留市のまちづくりを考え、デザインする、というテーマで行った。その結果、受講者のなかから「都留市まちづくりネットワーク」（略称：つるまちネット）が生まれ、現在、コミュニティ・ビジネスの可能性を探ったり、また地域通貨の実験へ向けて動き始めたり、といった複数のプロジェクトが自発的な市民と学生の手によって進行している。

また九十九年秋に、市長を大学に招いて、市民・学生とともに「三五〇〇〇人のまちづくり」というシンポジウムが行われ、市長の大学にたいする認識を（積極的な方向に）変えるのに大いに効果があった。さらには、私自身が、都留市のまちづくりを進めるプランナー役で市担当部署と協議を重ね、たとえば、市民懇話会を立ち上げるように市に働きかけ、

そこから「提言書」が出てくることとなったり、役所内で部署横断的なワーキンググループによる議論が進んだり、まちづくり市民大学を行ったり、健康のまちづくりサポートセンター（仮称）の設立が検討されたりしている。

こうして大学が、市民（ここには当然、地元の事業者や商業者なども入る）・学生・行政をつなぎつつ、その資源を生かして新しい動きを生み出していくといったコーディネート&インキュベーターの役割を果たし始めている。

今後の課題としては、大学のなかに、いかにしてNPOや地域とつながりうる、そして学生の進路に関しても有効に機能しうる（カリキュラム上、学部学科運営上、また場の設定上の）システムを構築するか、それができるスタッフをどう確保しないし創り出すか、である。現在、都留文科大学社会科学科では、学科内にあたる「地域社会学会」（市民・学生・教員による組織）のNPO化や、地域交流研究センター（仮称）の設置などが議論に上っている。全学的な対応が必要な課題である（すでに、私大ではそうした意図も込めた学科や研究科設置等が進み始めており、私も立教大学に二〇〇二年四月新設される予定の社会人対応の独立大学院「二十一世紀社会デザイン研究科」の準備に加わっている）。

大学と地域との連携 コーディネート&インキュベーター

また、大学教員と地域のNPOサポート組織が連携して人材育成を行っているという方法があり、たとえ

ば昨年私は、さいたまNPOセンターでそれを試みた。すなわち、「市民的調査研究術」講座と銘打った講

まちづくり 夢づくり

須玉町

『やさしさと躍動感が

みなぎるまち・すたま』の
創造を目指して

はじめに

本町は、山梨県の北西部に位置し、南部の平坦地から北部へとかけ広大な山岳地帯が形成されており、

南部は、町の中心部が形成され、斐崎市に隣接しており、須玉インターチェンジを玄関口とし、主要な公共施設や公営住宅、分譲地、商店街などがあります。

中部は、須玉川と塩川の流域に

あり、農業地帯ではありますが、近年では観光やレジャー施設なども立地しております。

北部は、甲府市と長野県（川上村）に接し、秩父多摩甲斐国立公園に属し、日本百名山である瑞牆山、金峰山と山梨百名山の小川山、横尾山をはじめとする山々が連なっております。

雄大な山岳、渓谷美や四季折々に装いを変える景観は、来訪者を魅了する貴重な資源であります。近くには、世界一のラジウム含有

量を誇る増富温泉郷もあり、湯治場や保養温泉地として古くから親しまれております。

全国植樹祭開催



全国植樹祭会場となった瑞牆山(2,230m)

本年五月二十日には、瑞牆山麓におきまして、天皇・皇后両陛下をお迎えし、第五十二回全国植樹祭記念式典が「伝えたい 森のやさしさ あたたかさ」を大会テーマに開催されました。

当日は晴天の下で、山梨県内と全国から七五〇〇人の参加者を迎え、記念の植樹、アトラクションなどが整然と執り行われましたことは、まだ記憶に新しいところであります。



天皇・皇后両陛下によるおてまき

町の人口七二八五人を上回る人々に来町していただき、式典の様子は全国にテレビ放映されました。新世紀の幕開けに相応しい歴史的なイベントであり、森林や自然

を守る大切さを考える良い機会でもありました。かけがえのない財産である森や緑や水は、後世の町民に永く引き継がれてゆくものと思えます。

町の課題の実現に向けて

二十一世紀を迎え、地方分権の推進、少子高齢化対策、市町村合併、環境問題への対応、過疎化対策などは、本町においても重要性を増しております。住民に最も身近な自治体である町にとつては、避けて通れない行政課題であります。

こうした課題に的確に対応するため、町では七月一日に事務機構の見直しを行い、役場内組織の再編、事務能力の向上、職員の意識改革に努めております。さらに町民の多様なニーズを施策に反映する組織として、一般からの公募による「まちづくり委員会」を設置いたしました。

本町に違法に設置された産業廃棄物処分場につきましては、産業廃棄物対策検討委員会を設置し、廃棄物の撤去や防災工事について真剣に検討を重ねているところであります。早期解決に向け関係係

委員会には、5つの委員会（部会）を設け、それぞれ環境問題、住民福祉、産業振興、行財政の改革、生涯学習の推進などを主要テーマとして月に一度自主的な研修、討論を行っております。ゴミの減量化対策、市町村合併、保育所の統合、農業と観光、ボランティア活動などについても議題に上っておりますが、行政からの関与はほとんどなく、自主的な運営の下で委員会の進行が図られていることが大きな特徴であります。

十二月を目途にそれぞれの委員会の成果を、町へ提言することとなっております。

関とも緊密に連絡し、対策を進めております。

また、家電リサイクル法の施行にともない増加が予想される不法投棄に対応するため、町内金融機関、郵便局、電力会社、社会福祉

環境問題について

地域の振興について

協議会と「廃棄物不法投棄通報体制覚書」を締結し、不法投棄の未然防止と早期発見に努めております。さらに、峡北シルバー人材セ

ンターや地域に詳しい環境ボランティアへ委託して、監視パトロールに努め、快適な生活環境の確保を図る予定です。

平成十一年度に国、県の補助事業により整備した「おいしい学校」は本格的なイタリアンレストラン、パン工房、ハーブバス、宿泊施設を完備しております。地元の素材を生かした新しいリゾート施設として、開業以来すでに十三万人の人々から利用をいただき、全国各地から多数の方々が視察に訪れております。

境を生かしたまちづくりに積極的に取り組んでまいります。また、電子自治体へ向けての基盤の整備につきましても喫緊の課題であり、現在、広大な面積を有する町の全域をカバーする情報網を検討中でありま

施設の立地する津金地区は、中山間地域に属す農業地帯であり、これといった産業は見受けられなかったところです。廃校となった昭和校舎を「おいしい学校」、大正校舎を「農業体験施設」、明治校舎を「歴史資料館」として整備したのを契機として、地元雇用の拡大、リンゴや高原野菜の知名度のアップ、観光客の増加に寄与しており今ではかつてのように地域の中核施設としての役割を十二分に果たしております。

高齢化の進行が憂慮される本町ではありますが、これからも地域資源や恵まれた自然環



おいしい学校全景

山梨自治風の風 特集

21世紀のまちづくり



6

地方分権改革は、一面では地域間の競争の始まりとも言える。これは、分権化による「自己決定・自己責任」という厳しい原則の下では、その地が繁栄していくには、その地に住む者が自ら努力し協力していかなければ成り立たないことを意味している。これまで、私たちは様々な「地域おこし」や「まちづくり」に関する取組や試行錯誤を重ねてきた。しかし、長期間におよぶ景気低迷や二十世紀の負の遺産の中で、これまでのやり方では必ずしもうまくいかないことも解ってきた。

今回は、このような視点の中で、住民の参加、否、住民による二十一世紀のまちづくりをハード及びソフトの両面から、考えていく上で参考となるいくつかの事象について題材を求めた。

特集1 ● 住民自治とまちづくり

市町村課 企画振興担当 古屋博敏

特集2 ● 行政とNPOとの協働

県民生活課 ボランティア活動推進担当 山本聡一郎

特集3 ● 山梨県都市計画区域マスタープランの策定について

都市計画課 計画担当 山田 宏

特集4 ● 協働のまちづくり

都留市教育委員会生涯学習課 小林正人

住民自治とまちづくり

市町村課 企画振興担当 古屋 博敏

1 地方分権がもたらすもの

「地方自治とは、元来、自分たちの地域を自分たちで治めることである。地域住民には、これまで以上に地方公共団体の政策決定過程に積極的に参画し自分たちの意向を的確に反映させようとする主体的な姿勢が望まれる。(中略)自己決定・自己責任の原則に基づく分権型社会を創造していくためには、住民みずからの公共心の覚醒が求められるのである。そしてま

た当面する少子高齢化社会の諸課題に的確に対応していくためにも、行政の総合化を促進し、公私協働の仕組みを構築していくことが強く求められている。公共サービスを提供を、あげて地方公共団体による行政サービスの依存する姿勢を改め、コミュニティで担いうるものはコミュニティが、NPOで担いうるものはNPOが担い、地方公共団体の関係者と住民が協働

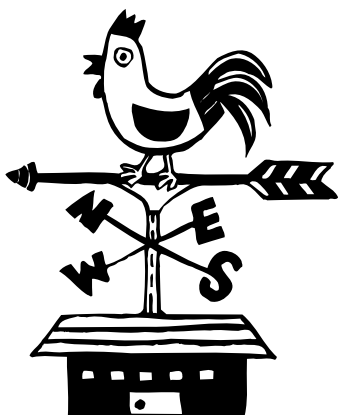
して本来の「公共社会」を創造してほしい。」

引用が長くなりましたが、右のくだりは本年六月に、地方分権推進委員会がその最終報告の中で、「地方公共団体の男女を問わずすべての住民に対して訴えておきたいことがある」としてアピールしたものです。

ひと口に「まちづくり」といっても、その対象範囲は、都市や村の姿形としてのハードのまちづくりから、「地域おこし」や「地域づくり」といわれるようなソフト対策など非常に広範囲です。また、例えば「まちづくりは人づくりから」などと言われるように、その手法や仕組みに着目し、ときによつては地域課題などへの取組みのプロセス自体をとらえて「まちづくり」が語られる場合もある

など、その切り口も様々です。

ここでは、まちづくりの対象分野について広く「地域づくり」全般としてとらえることとし、地方分権改革の中にあつて、まちづくりというステージでコミュニティが果たすべき役割や住民自治のシステムのあり方について考えてみたいと思います。



2 分権改革と住民自治

地方分権推進委員会の報告にもあり、明治維新・戦後改革に次ぐ「第三の改革」ともいわれる現在の分権改革は、「変動する国際社会への対応、東京一極集中の是正、個性豊かな地域社会の形成、少子高齢社会への対応」などの新しい時代の諸課題に迅速・的確に対応するためには、旧来の中央集権型行政システムでは立ち行かなくなっているとし、これにかえて、住民主導の個性的で総合的な行政システムに切り替えることが必要であるという考え方を基本認識としています。そして、このため、国、都道府県、市区町村相互の関係を従来の上下・主従の関係から新たな対等・協力の関係に変えていくこと、さらにこれをおして地域社会の自己決定・自己責任の領域を徐々に拡大していくことを眼目としています。

これは我々地方の側からみると、身近な福祉、環境問題への対応や個性豊かな地域社会を形成しようとするうえで中央集権型の画一的行政システムは既に妨げとなっており、地方分権改革はまさに時代の要請であるとして、これまでその実現を強く主張してきたもので

す。

地方に問われているのは、「画一から多様へ」という時代の大きな流れに的確に対応するだけでなく、我々地方自らが分権の流れを確かなものとするためにいかに努力していくかということであり、まさに、自治体の実力が問われているのだと言わなければなりません。

では、実力をつけるにはどうするか。今後さらに、国から地方への権限移譲やさまざまな形での関与の廃止・縮減が図られ、また、地方の役割に見合った税財源の充実確保が図られることが不可欠ですが、分権改革に対応して自治体自らは何に取り組む必要があるのでしょうか。言い尽くされてはいませんが、大きくすると、行政改革の推進、公正の確保と透明性の向上（情報の公開・共有）、市町村の自主的な合併などの推進、地方議会の活性化、住民参加の拡大と多様化であります。こうした課題に対する自治体の取組みは、既に分権改革を先取りするかたちで全国多くの自治体でなされてきましたが、分権一括法を前後して一気に加速し、また多様なものとな

っています。

このうち、まちづくりとの関連で特に注目したいのが、「住民の参加の拡大と多様化」について各地で進められている様々な取組みや試行錯誤です。それは、いま分権改革の大きな流れとなって推進されている団体自治の拡充とあわせ、地方自治のもう一つの柱である住民自治の拡充という、地方自治の原点の視点からの取組みであり、

こうした視点から、NPOや各種の住民団体とともに、コミュニティレベルにおける住民組織の役割やあり方が見直されつつあります。

また、この視点は、地方分権推進委員会が最終報告の中で、今後の分権改革の更なる飛躍を展望して提起した六項目の改革課題のうち、「制度規制の緩和と住民自治の拡充方策」の議論にもつながるものです。

3 地域社会をめぐる変化

① 「まちづくりと住民参加」を考えるとき、構造改革、分権改革という大きな変革期にあるという時代認識とともに、地域社会をめぐる状況の変化をつかんでおく必要があります。これを整理すると、おおよそ次の点に集約されると思われます。

① 国際化：経済をはじめとする地球規模の構造的な変化などのマクロな変化だけでなく、自治体国際交流、国際観光や外国人居住者の増加などの面でも対応が求められている。外国人登録のない市町村は本県でも皆無となつている（平成十二年）。

② 少子高齢化：子育て環境の整備や高齢者介護への対応のほか、生涯学習、地域文化活動への要求などに対してよりきめ細かな対応の必要性が高まっている。また、少子高齢化は、古くから問題となつている核家族化とあわせ地域コミュニティの希薄化や地域の教育力の低下をもたらした。さらに、少子化による人口減は、右肩上がりの経済成長の終焉とあわせて、拡大再生産の途をひた走ってきた私たちの社会や行政サービスのあり方について、量的にも質的にも見直しを迫っている。

- ③ 環境問題の変化：高度経済成長期の「産業公害」への対応から、自動車の廃ガスや家庭雑排水、廃棄物など「生活型・都市型公害」にシフトし、さらに地下水汚染対策、アメニティの向上など、より複雑なものとなっており、住民の要求も一層多様化・高度化してきている。
- ④ 情報化と価値観の多様化：情

4 問われる住民自治の仕組み

こうした地域社会をめぐる状況の変化の中にあつて、行政と住民の関係も大きく変わりつつあり、さまざまな軋みも生じています。

行政サイドからすると、旧来の手法や判断では住民合意が得られないとか、いままで喜ばれてきた施策が受け入れられなくなつてきたり、住民間の利害がぶつかり調整困難のため事業が暗礁に乗り上げるといふようなことが、以前にもましてしばしば起こりうるわけですが、さらに、財政的困難の中で、いままで当たり前に行つてきたサービスは今後は提供することができないことを住民に納得してもらわなければならないという場面が今後もつと増えてきます。

報化の急速な進展によつて、情報をも多くの人が迅速に共有できるようになつてきている。また、住民をはじめ多様な主体が、多様な価値観をもつて行動し要求するようになってきている。

これは、住民から見ると、事前の説明がない、税金の無駄づかいだ、行政は特定の住民の既得権を守ろうとしていて不公平だ、これだけ税金を払っているのに何もしてくれない……ということになります。

このようなミスマッチは、住民と行政との間のミスマッチであると同時に、自治体（住民）が地域社会や地域の生活について責任を持つて考え行動するという自治の本質と、現在までの古い自治のシステムとの乖離と言えます。

こうしたミスマッチを克服し、ますます多様で高度化する地域課題に的確に 대응していこうとする取り組みが、前述のとおり、行政内部

の改革、行政過程の透明性を保障する情報の積極的な公開、政策アセスをはじめとする行政評価と公開、地方議会の活性化、そして住民参加の拡大と連携などです。

とりわけ、前述の地域社会をめぐるさまざまな変化に対応するうえからも、住民参加の拡大をはじめとする住民自治の拡充策が急務とされており、その一方策として

5 様々な取り組み

- ① まちづくり基本条例（北海道ニセコ町）

情報共有と住民参加を基本とする住民自治をより確実にするため、まちづくりの基本姿勢などを明らかにし、まちづくりを進めるための取組みを仕組みとして保障するものとして平成十二年に策定されました。

「予算説明書」の全戸配布、「まちづくりトーク」、情報公開制度の整備など、町と住民がコミュニケーションを軸にして地域の情報や自治のメニューを共有化する作業の試行錯誤・積み重ねのうえに結実したものです。その内容は、情報共有のための制度、町民の政

分権型社会の一翼を住民自らが担いうる新たな「住民自治のシステム」の構築が模索されています。

その実践は、本号で紹介されている都留市をはじめ全国各地で、まさに個性的かつ多様なかたちで進められています。そこでのスロガンは、「自主・自立（自律）」であり、「協働」や「自助・互助・公助」です。

策過程への参加の保障と手続きの透明性の確保、まちづくりに参加する権利の保障、コミュニティの自主・自立性の尊重と町の支援、町の執行機関や職員の責務、行政評価、財政状況の公表、町民投票制度、条例制定・改廃への町民の参加など、自治の総合システムに及ぶものであり、自治基本条例と言えるものとなっています。

- ② まちづくりコミュニティ協議会の提案（埼玉県久喜市）
- 行政から市民セクターへの分権を進めることを基本に、「新しいコミュニティの形成と地域自治の形成」を図るため、「自立・自助

と互助、公助を可能とする新しいシステム」としての「まちづくりコミュニティ協議会」の構築や、「自分たちでできることは自分たちで行い、そこでできないことを市や県・国が行う」という補完性の原則に配慮した市民と行政の役割分担を提言しています。

ここで、まちづくりコミュニティ協議会は「市の行政・まちづくりのため市民の自発的な参加によって組織され、自主的に運営、管理される団体」と位置づけられており、①市の総合計画及び重要施策に関して提言するとともに、②身近なまちづくり、福祉、環境、防犯・防災、青少年活動、文化・体育活動などにかかわる計画の策定、運営を行うとしています。

また、この協議会は小学校区単

位に置くこととし、市全体に係る連携・調整の場として各地区の協議会で構成する「全市連絡会議」を置くとしています。

右の二つの事例は、前者は自治基本条例による分権型システムの事例であり、後者はコミュニティに着目した住民自治組織の構築によるシステムの事例ですが、いずれも自治の自主的・自律的な担い手として住民（市民）を位置づけ、政策過程（計画・評価）の透明性と情報の公開・共有原則を基盤に、まちづくりへの住民の積極的参画を促すシステムづくりであることにおいて、分権型住民自治の拡充の先進事例となっており、大いに参考になるものと思います。

6 住民自治のまちづくり

以上のように、分権の時代にあつて、住民の役割は、単に「参加」とどまらず、「公共」を自主的・自律的に担う方向で拡充されていく必要があります。既に、行政に先駆けて地域の公共的分野を担ってきた市民団体や活動組織も数多

くあります。しかし、いままでは概して、住民は行政に対して様々な要求をしたり、政策形成に一定の参加をしたりしてきたものの、自らが「公共」の一翼を積極的に担っていくという意識は希薄だったといえます。

繰り返しになりますが、今後はこれまで以上に、個々の住民や地域の様々な団体（住民組織、NPO、企業等を含む）が継続的に地域経営や地域課題に取り組みることが重要となっています。その際、NPO、企業などのパートナーシップの推進と同時に、住民組織（団体）について、地域の自律的な自治組織としての役割や、まちづくりのプランナー・実施主体としての役割がますます期待されていくものと思われれます。

本県では、既存の住民組織として、自治会・町内会や区・隣保組などがあり、地域によって、規約の有る無し、愛育班や育成団体などの目的別団体を包括しているところとそうでないところ、地縁的な結びつきが強いところと同業的な結びつきの強いところなど、その組織の性格や運営形態も様々ですが、大筋では、こうした既存の住民組織についても、自律的な自治組織としての機能が見直され、自治体内分権の方向で強化されつつあります。

また、本県でも、地域のまちづくりについて各地域の自主的な取り組みを促進するため、既存の住民組織とは別に「地区開発推進組織」を置き支援している町や、住民主役のまちづくりと政策提言を促進することを目的に住民団体やサークル等を「市民委員会」として認

定し支援する制度をスタートさせている市などもあります。

既存の住民組織を「住民による自治」の方向でより拡充強化するのか、既存組織を基盤としながらも、これを包摂ないし補完するものとして「まちづくり協議会」や「市民委員会」のような新たな組織を立ち上げるのか、さらには、既存の住民自治組織とNPO等の政策テーマ別の市民活動組織との連携を重視するのか…。

その手法は、自治体の規模、地域の歴史やまちづくりの蓄積など、地域の特性に応じて各自治体から選択すればよく、勿論、組織のあり方についても時代や状況に応じて不変固定したものである必要はありません。まちづくりを担う住民自治の仕組みづくりは、まさに「多様」であつていいわけですが、目指すところは、「公共」を担う住民がパワーを発揮しやすくする環境づくりであり、住民自治の拡充であることをきちんとおさえておく必要があります。

特に、前述のように地域社会をめぐる状況や課題が変化し、住民意識が多様化・高度化しつつある中で、そうした変化に的確に対応し、住民と協働のまちづくりを進めようとするとき、こうした仕組みづくりは避けて通ることのできない課題となつていきます。

『行政とNPOとの協働』

県民生活課 ボランティア活動推進担当 山本 聡一郎

1 はじめに

私たちの身近な地域においても、少子・高齢化や国際化、環境問題をはじめとした様々な社会的課題が顕在化している。これらの差し迫った課題の解決が求められるなかで、従来、その役割の多くを担ってきた行政だけでは対応が困難なケースも多くなってきた。

また地方分権が推進され、特に地域住民に身近な存在である市町村が行うべき業務が増大すること

が想定されるが、最近の財政状況等を踏まえると、これまで以上に簡素で効率的なサービスの提供が求められている。

その一方で、従来から存在する自治会、町内会等の地縁団体の他に、目的や活動・組織面等において新しいタイプの民間組織、いわゆるNPOによる地域づくり活動が動き出している。このNPOによる活動が地域の活性化に大き

な役割を果たすとともに、様々な地域の課題を解決する推進力として重要性を増してきている。

このような状況の中で、地域住民の多様なニーズにきめ細かく対応していくために、行政として

も、NPOの活動との連携を図っていくことの必要性が認められるようになり、今後、行政とNPOがどのような関わりを持つべきかが課題となっている。

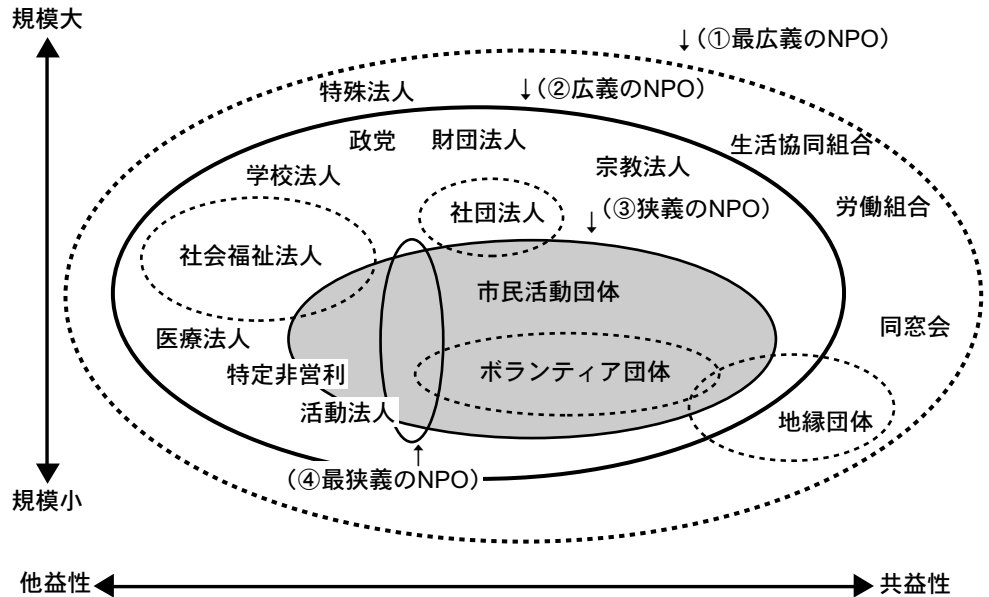
2 NPOとは

そもそもNPOとは何であろうか。これは国によって、論者によっても様々で、統一した概念があるわけではない。

平成十年三月、いわゆるNPO法（特定非営利活動促進法）が成立。同年十二月に施行され、保健、医療・福祉、まちづくり、環境保全、国際協力等の多様な分野で活動しようとするNPO法人（特定

非営利活動法人）が続々と登場している。（平成十三年九月末現在の認証団体数四千九百六十六）山梨県においても、平成十三年九月末現在で、二十五のNPO法人が誕生し、保健、医療又は福祉、環境保全、子どもの健全育成、まちづくり等の分野を中心に活動を行っているところである。

【多様なNPOと、定義上の関係】



出典/「行政とボランティアの協働の手引き」
 (「行政とボランティア・NPOのあり方」研究会、平成11年9月)を一部修正

これによって日本版NPOの原型が作られたと言えるが、何ものNPO法上の法人格を持つものだけがNPOではない。NPOとは、英語のNonprofit Organizationの略で、日本では「民間非営利組織」と略されており、大まかに次の二つの要件に該当するものとされている。

- ① 民間：非政府。行政でないこと。
- ② 非営利：営利組織でないこと。社会的・公益的な目的のための組織。したがって、一般に言われているNPOとは、特定非営利活動促進法の規定する、いわゆるNPO法人よりは広い概念となっている。

市町村名	団体名
韮崎市	山梨障害介助犬協会
石和町	日本人権擁護連合会※
一宮町	ジャパン・ヘルス・コミュニケーション※
中道町	やまなしおもちゃライブラリー
六郷町	宅老所 紋野パークヴィラ
昭和町	ふれあいの会
田富町	日本国際人権推進協議会※
白根町	山梨県スポーツアカデミー
櫛形町	さくらネットワーク協会
須玉町	文化資源活用協会
長坂町	国際自然大学校※
大泉村	オリエンテーリングクラブ・トータス※
小淵沢	八ヶ岳有機農業者協会
白州町	えがおつなげて
河口湖町	フィールズ 日本釣り環境保全連盟
上野原町	野田尻地域振興会

市町村名	団体名
甲府市	山梨県ボランティア協会
	山梨メセナ協会
	山梨ホスピス協会
	山梨メディカルケア協会
	リストアサポートセンター
	天使の心を守る会
	中込中国研究所
	ボランティアネットワークEarth
	四季の会
	街づくり文化フォーラム
在宅医療福祉センター※	
富士吉田市	富士山クラブ※ アジア環境保全センター※
塩山市	介山大菩薩会
都留市	社会環境調査機構 エコライフ山梨 ヒューマンインフラサポート
山梨市	子供を地雷から守る会※

注1)山梨県知事認証法人 25法人
 注2)※は内閣総理大臣認証法人
 法人の情報は県庁県民生活課ホームページでご覧になれます。
<http://www.pref.yamanashi.jp/seikatu/volunteer-tantou>

3 NPOの特徴

公共サービスに対する住民のニーズは、多様化、個別化を強め、よりきめ細かなサービスが求められるようになっていく。しかし行政は、公平性を前提とし、税金を原資とするため、画一的な対応を余儀なくされており、こうしたニーズにすべて応えていくことには多くの制約がある。

それに対してNPOは、住民等が自発的に社会的なサービスの供給を行うものであり、その原資は会費、寄附、ボランティアなどであつて、必要と思うサービスを必要とだけ行えばよいという柔軟性

を有し、迅速な対応が可能である。

またその関わりにおいて行政側が特に留意すべきことは、NPOは本来、①自らの問題意識・関心で捉えた課題（それは一部のニーズの充足の場合もあり得る）を、②自らの方法・アイデアで解決すべく活動（自主的活動）を行うもので、行政とは異なる独自の活動領域を有するものであるということである。行政とは全く関係なく独自に活動するNPOもあれば、積極的に行政と連携・協調関係を築こうとするものまで様々である。

4 NPOのもつNPOの特徴 (NPOは無償タダではない)

ここで再度NPOの特徴として強調したい点は、「非営利」ということである。このことについては、日本のNPOが、「ボランティア・NPO」と、無償的性格を有するボランティアの延長線上で語られることが多かったことも一

つの要因と思われるが、「非営利」＝「儲けてはいけない」「対価を取ってはいけない」と考える傾向が少なくない。

NPOがいう非営利とは、収益があがってもそれを自らが掲げる社会的、公共的な目的のための活

動に再投資していくことであり、それを組織内で私的に分配しないことである。この点で株主に利益を配当する株式会社や有限会社とは原理的な違いがあるが、介護保険法の成立によりNPOが指定業者として介護サービスを行う場合、

保険料から介護報酬を受け取ることができるようになり、NPOは経済的な事業活動（有償事業）を行うことができるのである。

この経済活動をも行いうる組織であるという点こそ、またNPOの大きな特徴の一つと言つてよい。NPOは継続的な事業活動を行う場合、事務所を賃借し、電話やフ

5 行政とNPOとの協働の意義

このように幾つかの特徴を有するNPOの中には、行政には思いつかない発想や高度な専門性を備えたNPOがある。

また多様な価値観を背景として、自らの問題意識に基づいて必要と考えることを世の中に働きかけていくことで、NPOはこれまでとは異なる新しい「公共性」を創造し、地域に付加価値を与えることができるとの期待もある。

アックスを備え、常に対応ができるよう専従の職員を雇うこともある。この職員の人件費や通信費、施設管理費などの運営費は全て経費とされ、会費や寄付金だけでは賄えない部分は、事業収入を見込んで運営していかなければならない。

- ◆NPOの主な特徴
① 自発的・自立的に行われること
② 柔軟で迅速な対応が可能であること
③ 非営利性・公共性があること

これまでも行政は、NPOと言われる前の段階から、こうした性格を有するグループ・組織との関わりを持つてきた経過がある。ただこれまでの関わり方は、活動費の補助や場の提供など、専ら支援する対象としての関わりが少なくない。NPOの活動は始まったばかりであり、今後自立的な活動をしていくためにも、行政からの何らかの支援が必要なのは確かだ

ある。しかし、行政とは違う独自の存在意義を認められたNPOが、その期待された役割を地域で活かしていくためには、NPOを行政施策の客体（被支援者）としてみなすのではなく、対等なパートナーとして関わっていくこと（＝協働）が重要となってくる。

「協働」とは、「自己の主体性・自発性のもとに、共通の領域にお

いて、互いの特性を認識・尊重しあいながら、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて協力・協調する」ことである。今後、行政は、NPOとともに公共的サービスの提供主体として、対等な立場に立ち、これまでの役割分担を見直すなかで、お互いの特性を理解し合いながら協働関係を構築していく必要がある。

6 協働の原則

NPOと行政の協働は、全国でもまだ始まったばかりであるが、行政だけでは提供できない公共サービスの提供やサービスそのものの質の向上を図ることを期待して、近年、横浜市等を始めとした地方自治体が積極的にNPOとの協働のあり方を模索し、意識的に関わりを持つようになっていく。

ここでは横浜市の例を紹介する。

ここで紹介する「横浜コード（＝横浜市における市民活動との協働に関する基本指針）」は、横浜市が行政とNPOとの協働のあり方を整理するため、「横浜市民活動推進検討委員会」を設け、平成九年十月から平成十一年三月まで

- 検討した中で提案されたものである。（ここで「市民活動」は「NPO活動」と同義とする。）
- ◆横浜コード
- ① 対等の原則（市民活動と行政は対等の立場に立つこと）
 - ② 自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）
 - ③ 自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働を進めること）
 - ④ 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと）
 - ⑤ 目的共有の原則（協働に関し

- て市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）
 - ⑥ 公開の原則（市民活動と行政の関係が公開されていること）
- という六原則を掲げている。
- さらに、以上の原則のもと、「協働の方法」として、
- ① 補助・助成（市民活動が主体となる公共的事業に対し、資金の援助を行うこと）
 - ② 共催（市民活動が主体的に行う事業に対し、市が企画及び資金面において参加し、共同して事業を実施）
 - ③ 委託（契約規定等に基づき市の事業等の実施を委託するもので、市民活動が相手方となる場合）
 - ④ 公の財産の使用（市民利用施

- 設の優先利用等をルール化する）
 - ⑤ 後援（市民活動が主体的に行う事業に対し市後援名義の使用により精神的支援を行う）
 - ⑥ 情報公開・コーディネート等（検討会・協議会の設置、広報紙の発行等により、情報交換や共同事業のための検討等を行う）
- の六形態を挙げている。
- このように「横浜コード」では、NPOの独立性や関係の公開性などに留意しつつ、行政とNPOとの協働を進めるためのルールを明確に打ち出している。この「横浜コード」で示されている原則は、山梨県内において、各自自治体もNPOとの協働を進めて行くにあたって参考になるであろう。

7 現状等

お互いの特性を効果的に発揮できるようになかたちで、行政とNPOが協働に取り組んでいくことを期待するものであるが、実際に進めていくとなかなか具体的なイメージが描けず、また行政側が求めるだけのノウハウを有するNPOが果たして地域に存在するのか、な

ど様々な課題があるのかと思われる。NPO法人の場合、簡易迅速に法人格を付与する趣旨から、組織としての活動実績、ノウハウや資産の有無に関係なく、法人として活動できる資格が得られるようになっていく。そのため、実際のNPO法人の活動は、長年の実績に裏付けられた高

度なノウハウを有するものから、これから始めようとするもの、また豊富な資金を有するものから、数十名からの会費と僅かな寄附金で活動するものまで、山梨県のNPO法人の状況は実に様々である。

こうしたすべてのNPOと、始めから対等な当事者として同じレベルで協働することは無理があり、NPOの発展段階に応じて具体的な協働のあり方は当然異なってくると思われる。NPOの自立化に向けた支援の視点を持って、行政側がNPOの短所を補わなければならぬ

8 県内の事例

最後に、県で行われている協働事業の一つを紹介したい。

これから紹介する「ボランティアボード事業」は、情報基盤整備ということで行政とNPOが共通の目的を持つなかで、互いの特性を活かし合いながら進めてきた事例である。

◎ボランティアボード事業

ボランティアボード事業とは、ボランティア募集、活動資金の助成、イベントの開催など、ボランティアやNPOに関する様々な情報を、県庁舎や市町村等の行政機関、学校、病院、銀行などに設置された掲示板（「ボランティアボード」）に掲示して、

いケースもあるだろう。

そして何よりもまず、行政、NPOの情報が双方にそして地域住民に行き渡っていないことが協働を促進していくための大きな障害となっている。活動の実績を自ら積極的に情報公開することで、社会的信用の確保を図るなどNPOの自助努力に期待するところもあるが、行政側もNPOの活動を理解するために、積極的にNPOとの意見交換や情報交換を行うなど、地域におけるNPOの実状等を把握、理解していくことも必要となる。

毎週1回最新の情報を県民に対して提供していく事業である。

県が主唱する『県民ボランティア運動』の推進にあたり、不足しがちだったボランティアに関する情報基盤を整備するため、県が運営費（補助金）を負担し、情報収集発信など事業の運営を、NPO法人山梨県ボランティア協会が責任をもって行うということで平成十一年十月にスタート。県民、企業などの協力を得ながら、平成十三年九月末現在でボード設置箇所は県下二百四十九箇所に至る。さらにNPO法人が有するノウハウとネットワークを活



県内各地に設置されたボランティアボード

かすことで、インターネットでの情報発信のほか、寄せられた中から厳選した情報を定期的に新聞、テレビ等で紹介するなど、様々な情報媒体を活用するなかで事業展開を行っている。

9 最後に

県内各地域でも、住民等で組織されたグループが主体的に行政と関わりを持つなかで、牛乳パックのリサイクルや配食サービスなどを始めとした、社会的に有用な活動を行っている例が幾つも報告されている。今後こうしたNPOの活動は、多様な分野に広がって行くことが予想され、行政とNPOが協働する場面もさらに多くなってくると思われる。特に住民により身近な市町村においては、共に地域を形成

していくパートナーとしてNPOとの協働はより具体的に現実的な問題となるだろう。またNPOの多くは市町村の住民を中心とする組織であり、地域に密着し、地域の発展を図るために活動していることから、NPOの活躍は直接的に地方自治の発展にもつながる側面を持つ。今後も地域の発展のためにあらゆる分野でNPOとの協働を積極的に進めていただきたい。

山梨県都市計画区域 マスタープランの策定について

都市計画課 計画担当 山田 宏

1 はじめに

本年五月都市計画法の一部を改正する法律が施行されました。この改正は、昭和四十三年に制定された現行法が三十年以上経過し、都市をめぐる社会経済状況が大きく変化したことに伴い、都市計画

制度全般にわたって見直しが図られ、新たな制度の枠組みが構築されました。今回、法改正の背景とその概要及び山梨県都市計画区域マスタープランの策定状況につきまして紹介させていただきます。

2 改正の背景

今回の都市計画法を改正することになった背景には、現行都市計画法が制定された昭和四十年代前半から今日に至るまでの、都市をめぐる社会経済状況の大きな変化にあります。

昭和四十年代前半は高度経済成長期で、都市部に急激に人口が集中する時代でした。このため、十分な公共施設が整備されないまま、郊外に無秩序な開発が広がること（スプロール）への対策として、現行の線引き制度及び開発許可制度が導入されました。

変わり、全国的に少子高齢化が進む中で、数年先には人口が減少に向かうと予想されています。

平成九年度に行われた人口問題研究所推計によりますと全国の人口は、二〇〇七年をピークとして減少に転ずると予想されております。本県では、人口の減少転換は全国よりも遅く、二〇二〇年をピークに減少に転じると予想されております。平成十二年度国勢調査によりますと、本県の人口は、その予測値を下回る結果を示しており、人口の減少転換は、はやまる事が予想されます。

都市機能を支える各種産業の立地についてみますと、昭和四十年代前半は、都市部への人口集中に依りて、都市部に立地する傾向にありましたが、その後、モータリゼーションの進展等により、郊外部に立地するデメリットが少なくなり、むしろ相対的に地価が安く用地が取得しやすい郊外部で、産業立地のための大規模な開発が進む傾向が続いております。

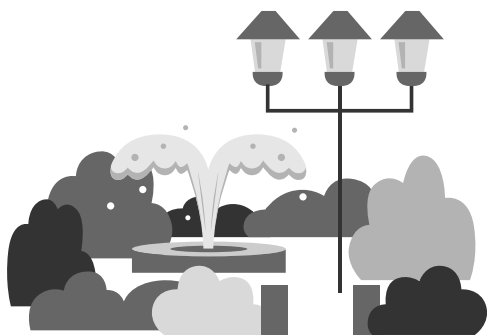
本県においても、中心市街地における空洞化とともに、郊外部では大規模店舗の立地が進んでいる状況であります。

また、住まいに関する意識も多様化し、交通の利便のよい都市部より、郊外の良好な環境の下にゆとりある住居を望む人も増えております。地球温暖化の防止等環境保全についての意識の高まりや、身近なまちづくりについて、住民自らが参画する動きも急速に広がっております。

このことは、本年度実施いたしました都市づくりにおける県民意向調査にも現れております。お住まいになる地域としてどのような地域が望ましいかについては、郊外地域への住居志向が全県で69%となっておりです。また、望ましい居住地域を選ぶ時の理由として「落ち着いた環境」を掲げている方が多く、近年の環境志向を表しています。

今回の改正は、現行法制定以来の社会経済状況の大きな変化に対応して、都市計画制度全般に渡って見直しが行われました。また、都市計画における地方分権の理念を踏まえ、地方公共団体、とりわけ市町村が主体となつて、地域の課題に的確に対応できる仕組みとされました。

さらにこうした時代の変化に対応し、改めて都市計画全体として目指すべき都市像を明らかにする必要があるという観点から、平成四年度の法改正により導入された市町村の都市計画マスタープランに加えて、都道府県が係わる都市計画区域についてのマスタープランをすべての都市計画区域で定めることが法定化され、前記の市町村マスタープランと両輪となつて都市計画を進めていくことになりました。



3 改正の概要

改正の概要は以下のとおりです。

① 都道府県が係わる都市計画についてのマスタープランの充実

これまで、線引き（市街化区域と市街化調整区域の区分）都市計画区域にのみ定められていた「整備、開発又は保全の方針」を拡充し、すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域のマスタープラン）」を定めることとしました。

都市計画区域のマスタープランにおいては、

(a) 都市計画の目標

(b) 線引きの要否及び線引きをする場合にはその方針

(c) その他主要な都市計画の方針

を定めることとし、都市計画は、この都市計画区域マスタープランに即して定められるべきことを法律上明確にしました。また、都市計画区域マスタープランは、都道府県が定める都市計画として、法定の都市計画手続きを経て定めることとされました。

② 線引き制度と開発許可制度の見直し

従来の線引き制度は、法律本則において、都市計画区域はすべて線引きすることとし、附則で、当

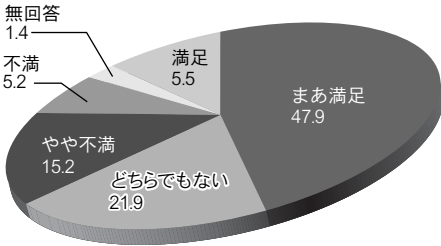
分の間、大都市等政令で定めた都市計画区域のみ制度の対象としており、線引きするかどうかは、国が定める体系でした。本県では、現在12都市計画区域の内、甲府都市計画区域のみが線引きを行っております。

今回の法改正により、線引きするか否かを、都市計画区域を定めた都道府県が、地域の実情を踏まえて、都市計画区域マスタープランの中で判断する体系としました。ただし、三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等一部の地域においては、引き続き線引きを義務づけることとされております。

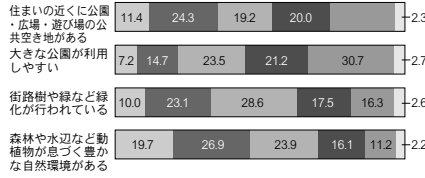
また、線引き制度を支える開発許可制度についても、地域の実情に応じ、柔軟な規制が行えるように見直しが行われました。市街化調整区域内で許容される立地基準について、許容される開発行為類型が二つ追加されたこと、及び、従来、すべて一律に定められていた開発許可の技術基準について、地方公共団体が条例により、地域の実情に応じて、強化又は緩和ができることとなりました。

③ 自然的環境や景観を守るために土地利用規制の総合的な見直し
風致地区制度の改正により市町

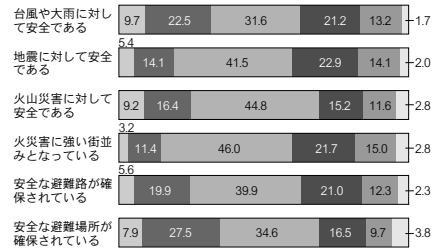
総合的な評価



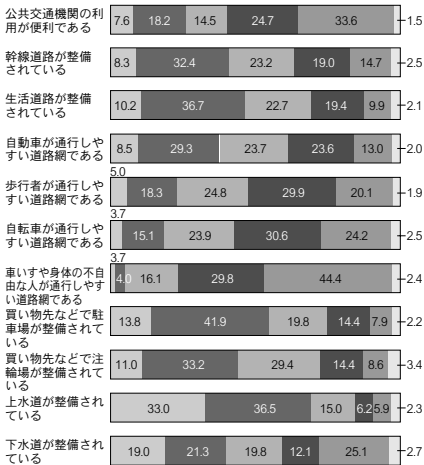
自然緑化



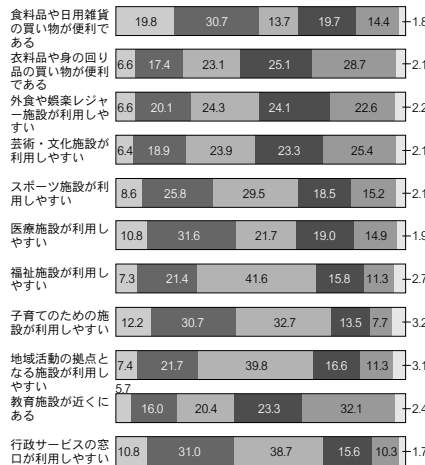
防災



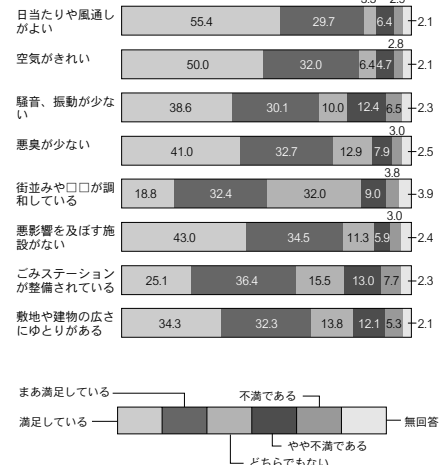
都市基盤



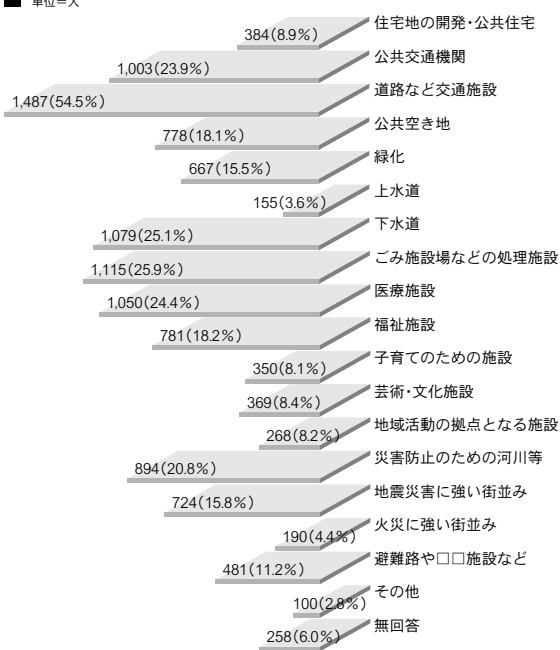
都市サービス



生活環境

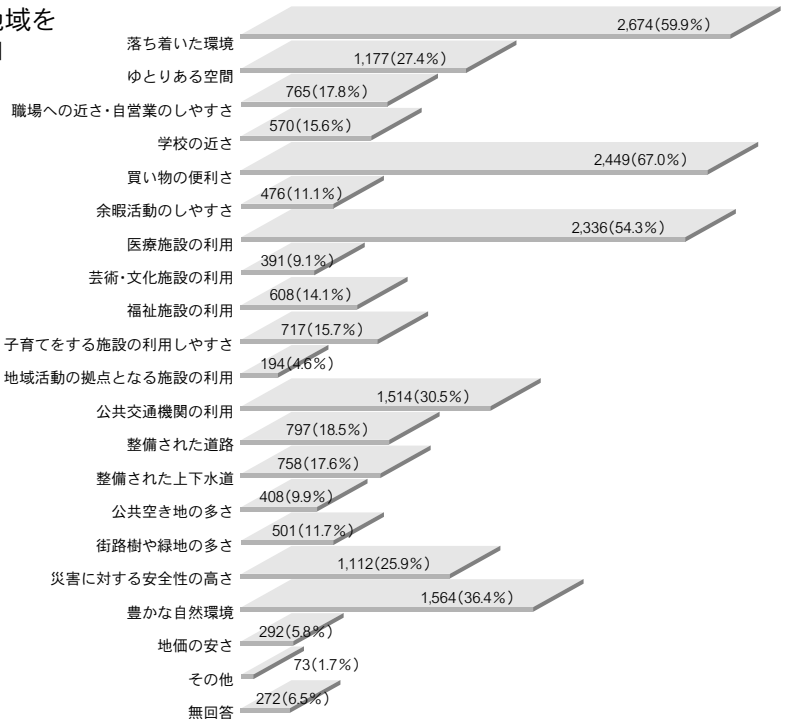


今後の街づくりで優先的に整備すべき事項

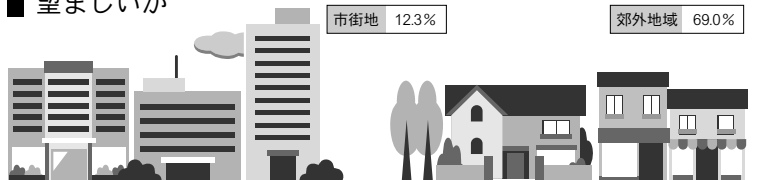


望ましい居住地域を選ぶときの理由

重複数回答3つまで選択可
単位=人



住む地域としてどのようなところが望ましいか



(※グラフィックデザインは、山梨日日新聞より転載)

村が条例により、あらたに高さや建ぺい率等の基準を設けることができるようになり、住民に身近な小規模の風致地区の運用が図られることとなりました。

また、線引きを行わない、いわゆる非線引き都市計画区域のうち用途地域が指定されていない「白地地域」における「特定用途制限地域」が創設され、併せて建築基準法改正により用途地域の指定のない区域内における容積率、建ぺい率規制の見直しが行われ「白地地域」の土地利用の秩序化が図られました。

④都市計画区域外への適切な土地利用コントロール
都市計画区域外において、市町

村が用途地域等を決定できる準都市計画区域制度が創設されました。また、大規模な開発行為に対す開発許可制度が適用されることとなりました。

⑤都市計画決定システムの透明性の確保

都市計画決定の仕組みについて、決定過程における情報提供を十分に行い、都市計画決定システムの透明化を確保することとされました。

こうした法改正により、従来のように全国一律の都市づくりから、地域の特性に応じた分権的な都市づくりが可能となり、県や市町村の果たす役割と責任は、一層重要となりました。

4 新しい都市づくり委員会の設置、県民意向調査の実施

法改正を受け、本県では、山梨県都市計画区域マスタープランの策定に向けて取り組んでおります。具体的にはまず将来の都市像を検討するため「新しい都市づくり委員会」を設置し、議論していただいております。

また、本年四月に土地利用についての考えや希望、暮らしや仕事

と都市との関係などについて、全県を対象に八千二〇〇名余りの県民の皆様を無作為に抽出させていただきました。アンケート調査を実施いたしました。結果的には、四三〇〇名の方に回答をいただくことができました。

アンケート調査結果につきましては、別添資料のとおりですが、

居住地域の現況評価については、「日当たりや風通しが良い」、「空気がきれい」など生活環境については満足傾向が示されておりありますが、都市サービス、たとえば「衣料品や身の回り品の買い物が便利である」、「芸術、文化施設が利用しやすい」などについては満足度が低くなっております。また、都市基盤につきましても、「公共交通機関の利用が便利である」、「自転車が行きやすい道路である」、「車いすや身体の不自由な人が通行しやすい道路網である」などについては、不満足度が高くなっております。「総合的

5 おわりに

地域の皆様に県が策定する都市計画区域マスタープランの意義を伝え、来のあるべき姿などについて、地域の皆様の考えを伺う機会として、県下七地域においてシンポジウムを開催いたしました。今後とも、説明会を開催するなど情報の提供や県民の皆様の御意見をいただく多様な機会を設けていくこととしております。

こうした中で市町村と十分連携を図り、平成十四年度には、都市計画区域マスタープランの指針となる基本構想を策定し、平成十五年度中に、

に住みやすい地域である」については、満足傾向が示されており、「住む地域としてどのようなところが望ましいか」については、郊外地域への居住志向が高く、望ましい居住地域を選ぶ理由として、「落ち着いた環境」「買い物の利便さ」「医療施設の利用」が重要視されております。

各都市計画区域ごとの都市計画区域マスタープランを都市計画に定めていく予定です。

都市計画は、画一的なものではなく、その地域の特性を反映したものであることが重要であり、その都市の将来像を実現するためのものであります。今回の法改正に併せて策定する「山梨県都市計画区域マスタープラン」が活用され、県、市町村及び地域住民の方が一体となって、幸住県を目指した県土づくり、まちづくりが図られることを希望いたします。

協働のまちづくり

都留市教育委員会生涯学習課 小林 正人

1 はじめに

都留市は県の東部に位置し、富士山を間近に周囲の山々は四季折々にその表情を変え、中央を山中湖に水源を発する桂川の清流が横断する自然あふれる街並みが形成されています。古くは、山梨県下で甲府市に次ぐ城下町として栄え、富士北麓・東部地域の交流拠点として、経済・文化などあらゆる分野において中心的な役割を担い、活況を呈してきました。

また、学園のまちとしても知られ、昭和三十五年に開設した都留文科大学を文教都市の核として

位置付け、地域に根ざした大学として全国から集う三千余名の学生たちにより、若さあふれる活動的なまちとして発展し続けています。

さらに、中央自動車道都留インターの開通で首都圏域の仲間入りを果たし、今は、山梨リニア実験線でリニアモーターカーの走行実験が世界的な注目を集め、超高速交通時代を切り開く拠点として限りない前進を遂げようとしています。

2 経緯

今年度新たに「協働のまちづくり」の構想を政策の一つとして打ち出し、まちの活性化を図ろうとした大きな理由に、地方分権時代の幕開けと生涯学習推進会議の存在があります。

前者は、分権時代のキーワードでもある「自己決定、自己責任」を地域住民の皆さんに理解していただき、今までのような受け身の事業運営でなく、自らが企画立案したもの、自らの手で実施運営するという、地方の時代にふさわしい取り組みとして考えたものであ

り、後者は、今回の「協働のまちづくり」を表舞台に出した生みの親であります。

ここで、少し生涯学習推進会議について触れてみたいと思います。

この会議は、平成六年の六月に委員三十名を市長が委嘱し、生涯学習推進計画の策定に始まり、いきいきフェスティバルの実践化、生涯学習通信の発行などを含め多くの提言を行っている、いわば生涯学習推進のための原動力ともいえる団体であり、この委員の方々から、昨年提言を受けたのが「地

域学びのまちづくり推進会」の設置であります。

昨今の地域社会の現状は、地縁的コミュニティとしての機能が著しく衰退し、地域の人たちの連帯感の希薄化や教育力の低下が憂慮されるなど、地域社会のコミュニティとしての再生が大きな課題となっており、推進会を各地区に設置することから、住民パワ―を結集し、住みよい、豊かな潤いのあるまちづくりを実現するために、種々検討を重ねた結果、前

3 推進会始動

本市には四力所のコミュニティセンターが設置されており、まちを活性化させるための事業を計画・実施していますが、これは主に行政が用意した事業や、押し付け的でやらせられるというイメージが強い事業も少なからずあります。これが本当に住民本位の事業なのか、住民がこれで満足できるのか。事実、今日の地域の現状を見るときに、行政側に「おんぶにだっこ」状態の事業実施を余儀なくされているものが見受けられます。これを打破するには、行政側の少しのてこ入れと、住民側の意識改革で

の推進会を設置することが、真の市民総参加のまちづくりに繋がるとの思惑からの提言でした。

これを軸として、さらに幅広い分野からまちづくりが考えられないかとの意図から、「地域住民がまちづくりのために、パートナーシップを発揮し、行政と協調しながらともに汗を流し行動しよう」との発想から「学び」を「協働」へとステップアップさせ、モデル地区を東桂地区に定め、発足に向けての準備に入りました。

大きくまちづくりの図式が変わっていくはずですが、行政は、机上に向かつて仕事をしている職員ではなく、地域に入り込んで住民とともに活動できる人材（地域に信頼され、ボランティア意識の強い人材）を、コミュニティセンターに「協働のまちづくり推進員」として配置する。住民側は、「協働」の意味をよく理解し、行政に頼ることばかり考えず、できることは自分たちの力で解決するよう努力する。このことを実践したのが、八月一日設立にこぎつけた「東桂地域協働のまちづくり推進会」で

す。

当然のことながら設立までには、幾多の苦勞もありました。また、おそらくこれからの方がさらに大変であることは間違いないでしょう。四月一日、コミュニティセンターに囑託職員として席をおいた清水氏は、昼夜、休日を問わず地域に入り込み各種団体を中心に「協働のまちづくり推進会」の趣旨説明を行い、理解を求めてきました。もちろん事務局である生涯学習課も、事あるごとに一緒になって説明をしてきましたが、真の理解を得られるまでにはかなりの時間を必要としました。

こうした中、「推進会でそこまでやってしまったら市議の役目がなくなるではないか。」とか、「行政の役割を住民に押し付けるだけじゃないか。」など、様々な発言が出ていたのも事実です。

しかし、今までのような行政が企画提供してきた事業が、住民が本気で取り組み定着してきたかどうか、それを考えるとそろそろ方向転換しなければならぬ時期にきているのではないかと痛感します。自分の趣味を生かした地域での活動は、受益者負担で一生懸命取り組みます。何故でしょう。興味があるうえ、自分たちで考えた最善の方法で活動し、そこには、何者にも勝る情熱があることで充実感や達成感が得られ、これが自

分自身の生きがいとなっているからです。

このように、自分自身が真に深くかわれるものを地域で考え実践していくことこそ、今求められている姿なのです。

東桂地区に設置した推進会は、まず団体の代表や学識経験者十名による準備会を発足させ、このことをよく理解した上で設立に向けての協議を進めてきました。設立総会では、活動の実践部隊となる六十名の評議員を委嘱し、その後の役員会や運営委員会で具体的事業の検討に入りました。



部門別に分かれての打ち合わせ（地区文化祭に向けて）

4 地区事業の実施

東桂地区の全世帯が推進会の会員であるという図式から、当初、事務局側としても住民の大方が理解を示してから立ち上げれば良いと考えていましたが、推進員をはじめ多くの方々が、先に立ち上げてから徐々に理解を求めていけばいいのではないかと、との結論から見切り発車的にスタートしました。

この「やる気」が功を奏し、今年度は下半期だけで四つの事業を計画しました。中でも地域全体を巻き込んだ「地区文化祭」は、小中学校・保育園を含めた多くの人たちで組織する実行委員会の中で議論を重ね、ステージ部門・展示部門を一会場で二日間開催するという、地域の行事としては今ま

でに例のない一大イベントとして、

また、手作り色が非常に濃い催しとなりました。もちろん、これが単なるイベントに終わらず、自分たちで考え作りあげた文化祭であるがゆえに、その達成感はずっと何ものにもかえがたい充実したものであり、二十一世紀のまちづくりにふさわしいイベントとして、限らない発展を遂げていくものと確信しています。この他の今年度事業としては、パソコン教室の開催、地域と学校の連携事業のほか、今後の協働のまちづくりについてのアンケート調査などを予定しており、さらに大きな成果があるものと期待を寄せているところです。

5 今後の課題と方向性

今年度、特に「協働のまちづくり」の予算は人件費を除いて計上しませんでした。来年度以降は、事業計画に基づき、真に必要な経費の支援はしていかなければ

なりません。しかし、あまり市の援助ばかりを期待するようでは、今までのやり方と何ら変わらなくなってしまう。当然「協働」の意味をよく理解できていければ、

可能な限りの受益者負担は必要でしょうし、そうしなければ長続きする事業は存在しなくなるでしょう。それより問題となるのが、住民総参加の取り組みができるかどうかということ。一部の人次だけの事業参加では、まちづくりが成功したとはいえないわけで、今回の文化祭などは比較的大勢の方々が参加する事業であることから、成功の部類に入るとは思いますが、これだけでは不十分です。何か事業を興せばまちは活気づき、士気は上がります。これも確かに必要なことですが、そこに参加できない人たちもたくさんいることを忘れてはいけません。個人の趣味や要求は千差万別です。一人ひとりの要求を聞き入れていけばとても事業運営などできるはずもありませんが、これに近づけることは可能かもしれません。若者はスポーツを好み、お年寄りは農業や盆栽を好むかもしれませんし、閉じこもりになりがちのお年寄りは、何かしたくてもできないでいるかもしれません。

このように、個々の要求にも応えられる体制づくりと、一人でも多くの方々に満足のできるプロ

グラムを用意し、健康・福祉・生活・環境・スポーツなどあらゆる分野での学習支援ができる推進会であつたなら、もつと生き生きとしたまちづくりができるはず。また、この推進会は市内全地区に広げていかなければ意味がありません。東桂をお手本に、他地区でどんな広がりを見せてくれるか、行政としてもこれからの正念場となります。各地区に推進会ができ、これをネットワーク化することで地区間の相互援助ができれば、さらにステップアップした「協働のまちづくり」が完結することになります。





船木 上次 船木の村株式会社代表取締役社長

この地を愛する勇氣

戦後、日本は経済成長という“お金”一つの価値観の物差しを使うことにより大事なものを失ってしまった。現在の至る所に現れるひずみ、多くの人が何か変だなど思っても何もできないこの無気力感。

一体この日本丸はどこへ行くのでしょうか。そして山梨丸はどこへ、各市町村は大海の中でどこを目指すのでしょうか。今、我々に求められているものはそれぞれの将来像の設定です。でもその目標の中には、そこに住む人達の哲学が基になっっていないかもしれません。その町にだけ吹く風です。風土、風味、風習、風景などなど・・・それを大事にし、そして誇りに思っ、てこそそこだけの物が生まれてきます。

今私は自分の町そして周りの町、村を見渡すとなんと同色のまあよくもここまですで金太郎飴と思わずにはいられません。何故そうなってしまうのかというと縦割り行政と分業化、中央集権とよつて地方

に住む人達の創造力が無くなってしまったことだと思えます。地方分権の時代、能力も分権しなければなりません。でもその前に、地方に住む我々が火事場の糞力を一度出してみませんか。我々には将来この地に住む子供や孫達がいるわけですから、いつの時代も未来のための基礎づくりをしようではありませんか。そうでなければ、我々は生かされている理由さえ失われてしまいます。基礎づくりは、上に立つ者の使われ方が分かっているかないと何をしても無駄なんですよ。

地方公務員の皆さん、今皆さんが日々行っている仕事は明日の何のためになるか、そして、そのことがその地に住む人々の喜びになりその笑顔を想像できますか。何故大の大人が日々無駄でむなしと思う納得のいかないことをするのですか。貴方は人としての誇りを持っていきますか。私は公務員という方々は、キャンパスに絵を描

くことのできる芸術家と同じ喜びを持つ人だと思えます。それぞれの土地を愛し、何かをやらされるのではなく、何かを作り出し、変えていく勇氣を持つて下さい。感動的な生き方をして下さい。感動の大きさが自分史の中で記憶として残るような生き方をして下さい。我々も負けないようこの地を愛し、日本中でここしかないという町を作りますので。



山梨県市町村合併アンケート結果の概要について

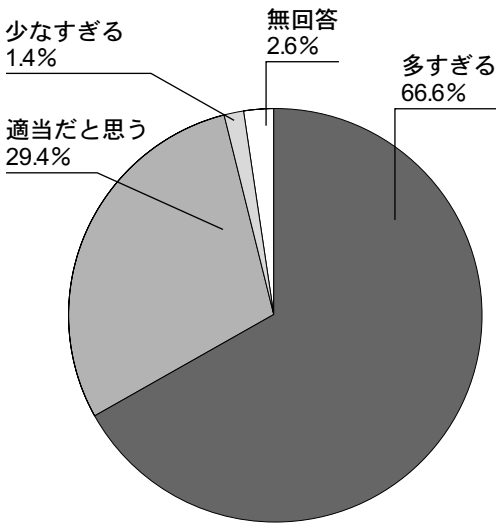
市町村課 合併・広域行政推進担当

山梨県市町村合併アンケート調査がまとまりました。
 この調査は、山梨県内の市町村の十八才以上の男女四、七二六二人を対象に七月に実施しました。
 その結果、峡西地域を除く県全体で一四、三八四人(三〇・四%)の皆様から回答を頂きました。(有効回答は一四、三五四)それでは、主な設問について、説明させていただきます。

問

山梨県には六四の市町村がありますが、この市町村の数は適当だと思いますか。

No.	カテゴリー名	回答者数	割合(%)
1	多すぎる	9,564	66.6
2	適当だと思う	4,218	29.4
3	少なすぎる	194	1.4
	無回答	378	2.6



市町村の数は、「多すぎる」との回答が六六・六%となっています。市町村の人口を一市町村当たりの

平均で全国と比較してみますと、本県の一市町村当たりの人口は一万三千八百三十五人で、全国平均

が三千九百四十三人ですから、本県は全国の約五分の二であり、全国順位は四十六位と少ない方から二番目となっています。
 また、一万人未満の町村は四〇あり、県内市町村の6割強を占め

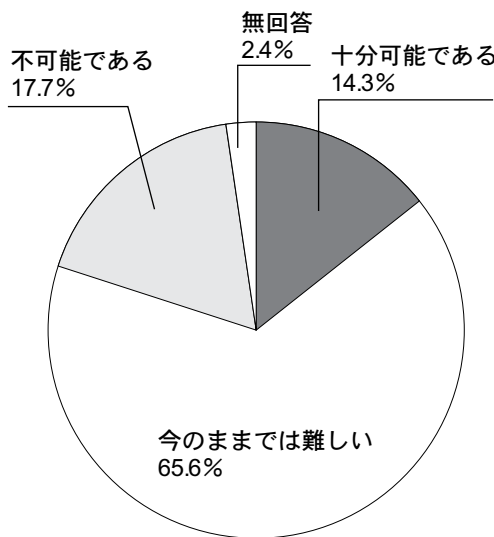
ています。

なお、本県では、昭和三十五年の櫛形町と豊村の合併を最後に、市町村合併が行われていませんので、市町村の数は、約四十年間変わっていないこととなります。

問

あなたの住んでいる市町村の現在の行財政基盤で、福祉、環境、情報化など高い水準のサービスが求められるこれからの行政需要に、十分な対応が可能だと思いますか。

No.	カテゴリー名	回答者数	割合(%)
1	今のままでは難しい	9,417	65.6
2	不可能である	2,546	17.7
3	十分可能である	2,051	14.3
	無回答	340	2.4

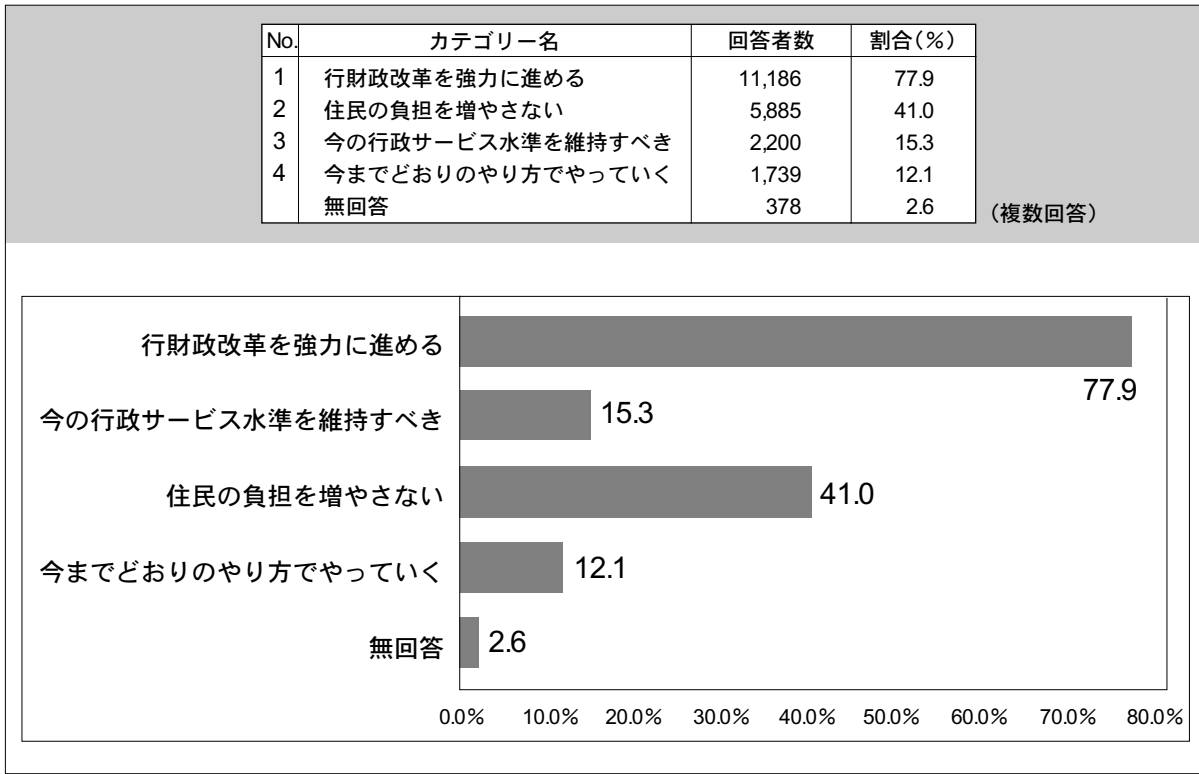


「今のままでは難しい」と「不可能である」を合わせた回答が、八三・三%を占めています。
 また、「十分可能である」は、十四・三%となっています。

多様化・高度化する行政需要に対応するために、これからは、専門職員の確保や資質の向上が、市町村にとって大きな課題となります。

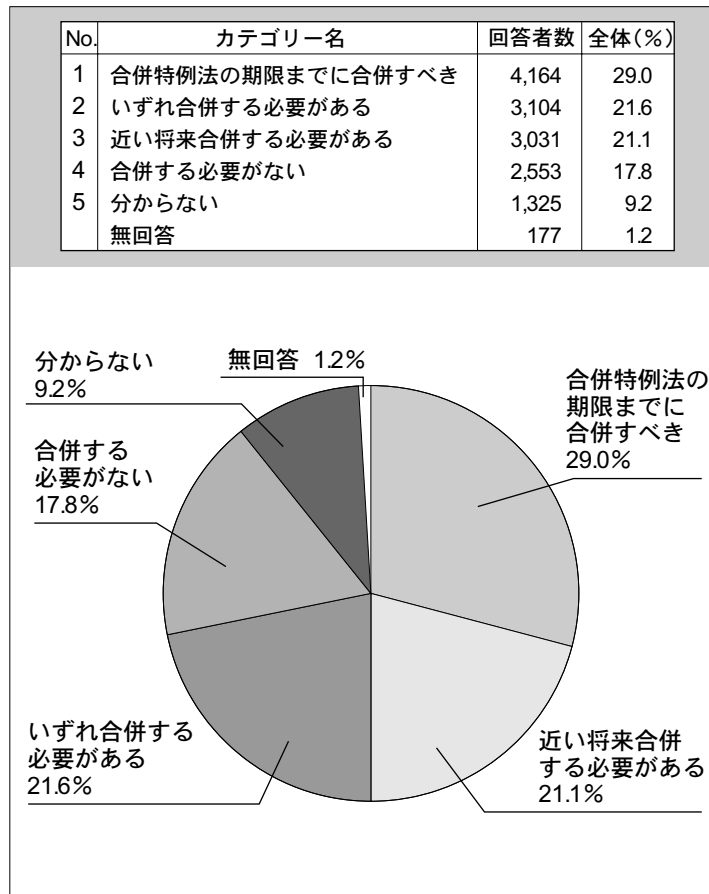
問

国、地方を通じた厳しい財政状況は、今後ますます悪くなると言われています。こうした中で、あなたの住んでいる市町村に対して、今後どのような取り組みを望みますか。



平成十七年三月の「合併特例法の期限までに合併すべきか」が、二十九・〇%と最も多くなっています。また、合併の必要性については、七十一・七%の方が、「合併が必要」と回答しています。

一方、「合併する必要がない」は、十七・八%の低い回答となっています。



問

あなたの住んでいる市町村は、合併する必要があると思いますか。

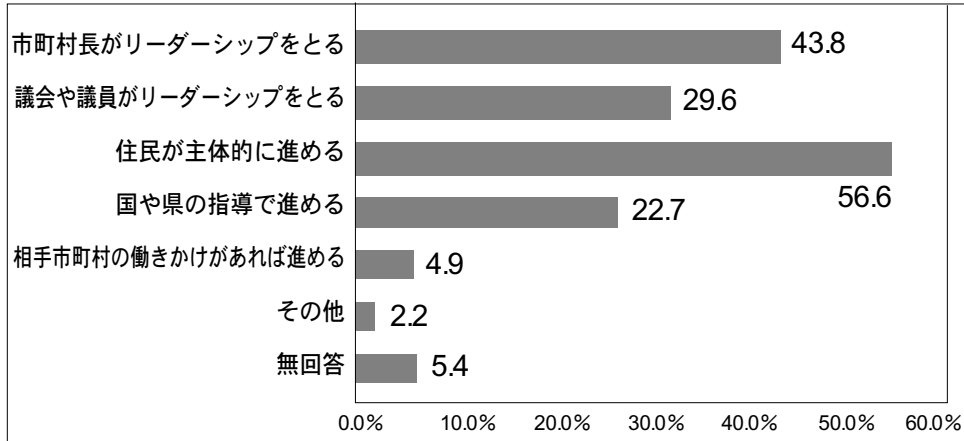
この設問では、二つまで答えていただいています。「行財政改革を強力に進める」については、七七・九%の方が望んでいます。二番目は「住民の負担を増やさない」で、四一・〇%の回答になっています。現在、国・地方を合

せた長期債務残高は、約六百六十兆円といわれています。このような厳しい財政状況の中で、行政改革への積極的な取り組みが急務となっています。

問

他の市町村と合併を進めるとしたら、あなたはどのように進めるのが望ましいと思いますか。

No.	カテゴリー名	回答者数	割合(%)
1	住民が主体的に進める	8,127	56.6
2	市町村長がリーダーシップをとる	6,293	43.8
3	議会や議員がリーダーシップをとる	4,243	29.6
4	国や県の指導で進める	3,258	22.7
5	相手市町村の働きかけがあれば進める	700	4.9
6	その他	314	2.2
	無回答	776	5.4



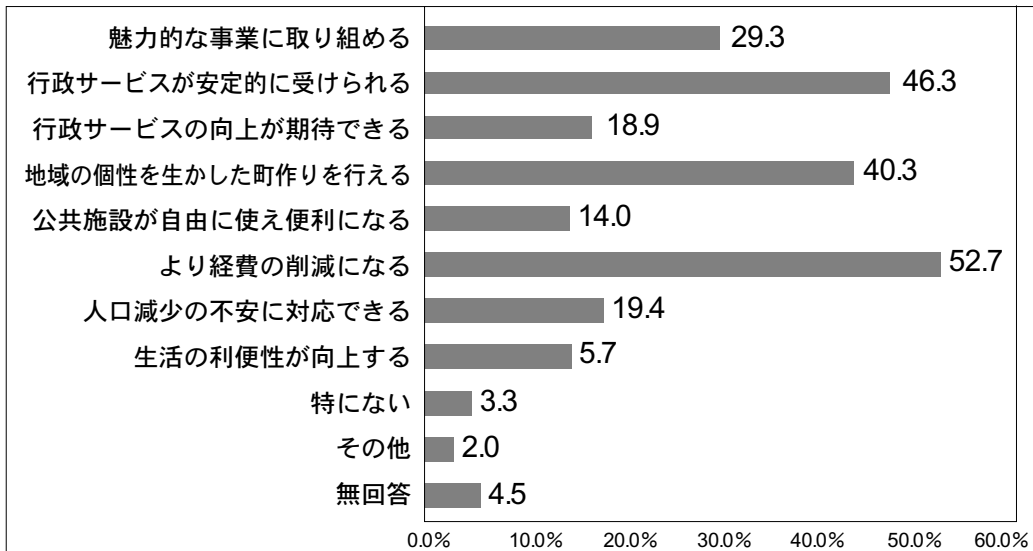
「住民が主体的に進める」が最も高く求められており、五十六・六％となっています。

次は「市町村長がリーダーシップをとる」で四十三・八％の回答があり、「議会や議員がリーダーシップをとる」も、二十

九・六％の回答となっています。

市町村合併は、地域全体で、自主的・主体的に進めることが重要であり、地域の皆様の理解と、積極的な取り組みが不可欠となっています。

No.	カテゴリー名	回答者数	割合(%)
6	より経費の削減になる	7,561	52.7
2	行政サービスが安定的に受けられる	6,652	46.3
4	地域の個性を生かした町作りを行える	5,784	40.3
1	魅力的な事業に取り組める	4,210	29.3
7	人口減少の不安に対応できる	2,790	19.4
3	行政サービスの向上が期待できる	2,708	18.9
8	生活の利便性が向上する	2,283	15.9
5	公共施設が自由に使い便利になる	2,003	14.0
9	イメージが良くなり知名度が上がる	820	5.7
10	特にない	468	3.3
11	その他	286	2.0
	無回答	645	4.5



一位は、「より経費の削減になる」で、五十二・七％の回答となっています。合併の効果として、経費の削減に、大きな期待が寄せられています。

第二位は、「行政サービスが安定的に受

けられる」で四十六・三％となっています。市町村の規模拡大がもたらす行財政基盤の強化により、多様化・高度化した行政需要への市町村の適切な対応が期待されています。

問

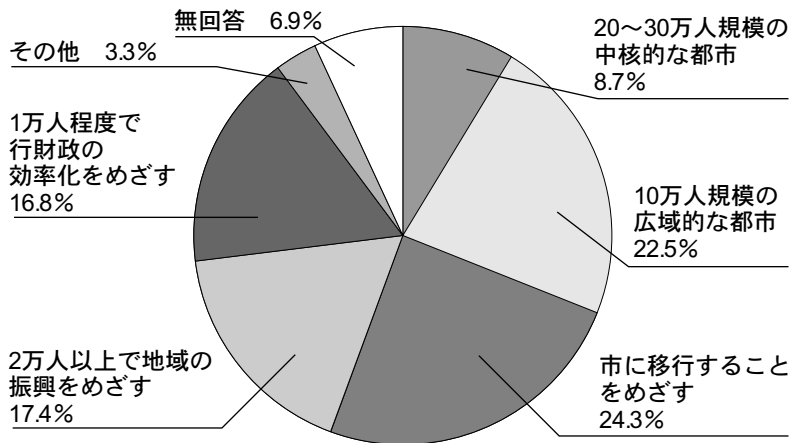
あなたの住んでいる市町村が合併するとしたら、期待することは何ですか。

(合併コーナー)

問

あなたの住んでいる市町村が合併するとしたら、人口規模や範囲はどの程度が望ましいと思いますか。

No.	カテゴリー名	回答者数	割合(%)
1	市に移行することをめざす	3,491	24.3
2	10万人規模の広域的都市	3,230	22.5
3	2万人以上で地域の振興をめざす	2,503	17.4
4	1万人程度で行政の効率化をめざす	2,415	16.8
5	20~30万人規模の中核的な都市	1,247	8.7
6	その他	476	3.3
	無回答	992	6.9



「市に移行することをめざす」が最も多く、二十四・三%の回答がありました。次に多いのが「一〇万人規模の広域的な都市」で二十二・五%、三番目が「二万人以上で地域の振興をめざす」で、十七・四%となっています。



問

最後に、具体的な市町村合併の枠組みについてでありましたが、圏域別に回答が多かったものは次のようになりました。

圏域別	合併パターン組合せ上位3					
	1位	数	2位	数	3位	数
甲府地区	玉穂町、昭和町、田富町	360	竜王町、敷島町、双葉町	317	竜王町、玉穂町、昭和町、田富町	161
東山梨	塩山市、山梨市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村	422	塩山市、山梨市、牧丘町、三富村	130	山梨市、春日居町	103
東八代	石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村、豊富村	306	石和町、御坂町、一宮町、八代町	84	甲府市、石和町	75
峡南	身延町、南部町、富沢町	366	南部町、富沢町	276	六郷町、下部町、中富町	91
峡北	高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町	426	明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町、武川村	302	高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町、武川村	258
富士北麓	河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村	216	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村、上九一色村	177	河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村、上九一色村	176
山梨県東部	秋山村、道志村、都留市、大月市、上野原町、小菅村、丹波山村	162	都留市、大月市	148	秋山村、道志村、西桂町、都留市	97

「市町村合併は、地域の各界各層の方々のご意見を伺いながら、それぞれの地域で自主的・主体的に進めていくことが重要です。」

それぞれの地域において、実現をめざした具体的な取組みが進められるよう期待いたします。

Flight

がんばっていま～す!!

県・市町村からこんにちは!

県と市町村との職員交流が、盛んになっています。今回は、県から市町村へ、市町村から県へそれぞれ派遣され活躍している職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。

甲府市 萩原隆宏(峡中地域振興局)

甲府市商業振興課に派遣され半年が経過しました。

甲府市中心市街地の空洞化は西武百貨店やトポスの撤退に象徴されるように、極めて深刻な状況にあるのは御承知のとおりです。夜の帳が降りてからも、あまりの人通りの少なさから通行人よりも風俗店の客引きの数のほうが多くなってしまい、そのためポン引きのオジサン達とすっかり顔なじみになってしまったという方も多いのではないのでしょうか。

私の担当している仕事は市内商業全般、特にこの中心商店街の活性化を図ることです。商店街を実際に自分の足で歩き話を聞くと、事態は予想を超えて深刻であることを実感致します。しかしながら、その一方で店の魅力を最大限高め集客に努力しているところや商店街の振興に骨身を削っている店主など、先駆的な取り組みをしている経営者も多数存在し中心街再生の牽引力になっております。こうした取り組みを様々なイベントや各種制度を通じて的確に支援し、楽しく賑わいのある街づくりに邁進して参りたいと思います。



耕地課 佐藤康弘(長坂町)

4月より「名水と国蝶オムラサキの里」長坂町から人事交流として耕地課に配属され、早いもので半年経ちました。日頃、課長さんをはじめ、課の方々にはたいへんお世話になり、またご迷惑をお掛けし申し訳なく思っています。重ねて、未熟な私に対し親身に丁寧に指導して戴き感謝申し上げます。今後ともよろしく願います。

当初、役場という井戸から県庁という大海に出て、新社会人になったときの新鮮さを感じ、また様々な環境の変化に戸惑いをも感じました。町に奉職して丸7年が経過し、もう一度'初心に返れ'の意味でこのような機会を与えてくれたのだと自覚しています。役場では先輩でも県庁ではいちばん下っ端ですので常に謙虚さを忘れず、2年間の研修を有意義なものにしたいと思います。そして、本研修の最大の使命である県とのパイプづくり、ひととの繋がりを大切に、数多くの県職員の方々と知り合いたいと思います。見かけた際にはお気軽に声を掛けて下さい。



上野原町 長田圭市(富士北麓・東部地域振興局)

県東部の雄「上野原町」の総務課行政係に派遣されて、早半年が経ちました。

赴任当初は、違う組織で仕事をするということ、町のことをよく知らないということで、通常の異動以上に不安があり戸惑うことが多々ありましたが、その度に町職員の皆さんに快く教えていただきました。

新品のパソコンも貸与していただき、今ではやり易い環境の中で仕事をさせていただいております。

今日まで、町総合防災訓練の準備など様々な仕事をさせていただきましたが、特に7月の参議院選挙の準備及び当日の投票作業等に当たっては、県職員では到底味わえない貴重な経験をさせていただくと同時に、町職員の皆さんの苦勞がしみじみと分かりました。

私の任期は2年間、できれば県では経験できない多くの事を経験し、少しでも県と町との橋渡し役になればと思っています。

町職員の皆さんと仕事出来るのも残り1年と半年しかないと思うと、県職員の時とは違った気持ちで、町職員として限られた期間を頑張ろうと思う今日この頃です。



国保援護課 小林一三(竜王町)

今年の4月から国保援護課へ在籍し、早いもので半年が過ぎました。4月当初は、慣れない環境の中で、不安と戸惑いの連続でありましたが、慌ただしい日々の中で自然と職場の環境にも慣れ、周囲の方々のアドバイスやサポートを頂きながら、仕事に励んでいます。

現在、私の所属している国保医療担当の主な仕事は、保険医療機関等から各保険者へ請求される診療報酬が適正になされているか保険医療機関に対して指導することです。この指導については、保険者である市町村には権限が無く、県ならではの仕事ということもあり、市町村に居たのでは経験することが出来ない仕事の一端に触れることができ、とても貴重な経験をさせて頂いております。

専門用語が多いため、憶えることが多く、勉強の毎日ですが、この機会を通して様々なことを吸収し、これからの仕事に活かせるよう頑張りたいと思います。

また、限られた期間の中で仕事のみならず様々な機会を通じ、県職員の方々と交流も深めて参りたいと思っています。



長坂町 清水 裕司(峡北地域振興局)



本年4月に「名水と国蝶オオムラサキの里」長坂町へ派遣され早くも半年が過ぎようとしています。これまでにやってきた仕事の違いや環境の変化に戸惑ってばかりですが、関係者の方々に助けられながら頑張っています。

私は現在、産業課で商工観光の業務を担当していますが、八ヶ岳へ登ったり、草刈りをしたり、ヘボ(蜂の子)ごはんを食べたりと県では経験できないようなことが盛り沢山です。

また、実際に住民の方と接しながら仕事をしたり、県の業務を違う角度から見るができたりと大変良い経験をさせていただいています。派遣期間はあと1年半ありますが一つでも多くのことを学び、交流を深め、少しでも長坂町のお役に立てればと思っています。

朝起きるのがだんだんとつらい時期になってきましたが、北巨摩の冬に身も心も凍り付かないように頑張っていきたいと思っています。

竜王町 斉藤雅人(福祉保健総務課)



本年4月、人事交流の一人として竜王町立保育園に初登園の朝、120%の期待と30%の不安のとういう100%では計れないくらいまで高まった気持ちで正門に一礼してから半年が過ぎました。

私の担当クラスは2歳児です。現在私を含め3名の保育士で19人の子ども達と毎日楽しく過ごしていますが、働き始めてしばらくは、初めて親元から離れて泣き叫ぶ子ども達をただただ抱きかかえていただけであったような気がします。そして今、子ども達個々の個性が理解でき、同時に子ども達も私の個性を「このおっちゃんおもしろい」と感じ始めたことで保育士の醍醐味を改めて実感しています。ちなみに、いつの頃からか子ども達からは「パパせんせい」とか「おとうさんせんせい」と呼ばれています。この年齢の子ども達の心と体の成長はめざましく、まさにぐんぐん伸びていくので驚き半分と自らの年齢の再認識半分という具合です。

先輩保育士の皆さんの子どもの関わりや様々な活動を見ていると、まるで魔法のように面白くて魅力的です。私も一日も早くこの私なりの魔法を会得し子ども達にとって魅力的な保育士になれるようにこれからもがんばります。

長寿社会課 丹澤泰久(中道町)



4月から長寿社会課に勤務と聞いたときは、中道町で福祉担当をしていたので「何か縁があるのかな」と感じました。

それから、半年が経ち少しは業務にも慣れてきたのですが、一つ間違えると県下64市町村に影響があると思うと緊張の毎日です。

県庁に来て仕事をする環境で良かったことは、自分専用のパソコンとメールアドレスがあることで、今までは1人1台の環境ではなかったのととても便利です。

また、庁内ネットワークは運用が難しいとは思いますが、町でも是非に導入してほしいと感じています。

2年間の期間ではありますが、通常の町の勤務では経験できないような貴重な経験をなるべく多く体験し、これからの業務に活かせるよう頑張っていきたいと思っています。

消防防災課 佐藤博行(上野原町)



今年の4月より上野原町から派遣され消防防災課にお世話になっており、早いもので6ヶ月が過ぎました。4月まで車で10分という通勤から電車に揺られること約1時間15分という通勤にも慣れてきました。町と県との組織の大きさや環境の違いに戸惑うこともあります。課の皆様にご指導をいただきながら勤務しております。

消防防災課では、火薬類及び電気工事関係の許認可等の事務を行っており、町では経験したことのないことばかりで、大変貴重な経験をさせていただいております。残り約1年半という派遣期間の中で自分の行っていることはもちろん、他のいろいろな事も学び吸収し、町へ帰りその経験を生かし町づくり、町民の方々のために役立てていきたいと思っています。これからも頑張りますのでよろしくお願い致します。

中道町 河野敏三(峡東地域振興局)



中道町役場に来てはや半年。日々の業務にも慣れ、役場での生活も余裕をもって過ごせるようになりました。

役場に来てから、周囲の方々にはよくしていただき、おいしい中道の特産品(トウモロコシや梨など)を頂いたり、親睦会と町内紹介を兼ねてバーベキューをしたり、随分といい思いをしています。

仕事の方も、選挙やイベントなどで土日や夜に出ることも多く、台風が来たときなどは、土囊づくりという貴重な体験ができました。

いずれにしても、県庁にいたときには経験できなかった事で、貴重な糧になっていて、中道役場にきてよかったかなと思います。

今後はより一層中道町の事を知り、中道町でのよい思い出をたくさん作れるようにしたいと思います。願わくば県庁に戻るとき、「やっと帰ってくれた」などと言われたいと思っています。

環境活動推進課 板山高久(甲府市)



私事で恐縮ですが昨年1月、待望の子宝に恵まれることができました。それまで「環境問題」など他人事のように考えていた自分が、そこから大きく変わるようになったのです。この食品の成分はなんだ、紫外線は大丈夫か、石鹼は大丈夫か、地球環境はどうなっていくのか、等々本当にいろいろ考え始めたのです。

そして年明け交流職員の話をしていただきました。内容を伺うと環境関係の職場だということではないですか。これは神様がオレに何かさせようとしているのだな、と素直に思いこのお話を快諾しました。実際、距離にすると200メートルほどの職場移動ですが、まるで外国に来たような心境です。仕事に対する考え方、処理の仕方など今までの価値観とはまるで違うことに驚きました。ここで学ぶことは、今後、市に戻ってから役に立つことは間違いなくすでに確信しています。この機会を与えて下さった前の職場のみなさん、そして家族に感謝しています。

珍感 分聞

骨折り損のくたびれ儲け

富士吉田市企画部秘書課国際係

シヨーン デブリック

僕は去年の七月富士吉田市に生まれ

た。その時は夏なのに、会う人々がいつも「富士吉田市の冬は寒いですよ。風邪をひかないでください。」と言いました。僕はミネソタ人ですから、その話を聞いても心配はしていませんでした。なぜなら育った町の十二月平均温度はマイナス10℃で、それに比べると富士吉田市は本当に温暖なところと思っただけです。

アラスカ州以外でアメリカの一番寒いところはミネソタ州の北のインターナショナル ファルスという町です。僕の育った町はそんな寒いところに近く、毎年十月から四月まで雪に覆われています。ミネソタ州の冬と富士北麓の冬を比べると、向こうの方が長くて寒いけれども、僕はまだ富士吉田市の冬に慣れませんでした。

ミネソタ州の秋の習慣は家をウインタラエズする事です。木を切つて、煙突を掃き、シャベルやその他の必要な冬ものを取り出して、窓を取り替えます。窓を取り替えるというのは、シングルペーン窓を取って、ダブルペーン窓を入れる事です。けれども、ダブルペーン窓があっても、家に寒い風が入るので、特別なプラスチックを使つて、窓と使わないドアを包まなければ

なりません。

去年の十一月に僕の富士吉田にあるアパートの窓を包むために、アメリカからその特別なプラスチックを注文しました。しかし、それを受け取った時に問題がおこりました。アパートの部屋に大きいガラス引き戸があつて、寒い風がよく入るので、その戸を包みたいと思ひました。プラスチックを切つて、ドアの門にテープを置いた後、突然に仕事が止まりました。その大きいガラス引き戸を包んだら寒い風は止まるけど、開かないからアパートのポーチに行けません。ミネソタ州の冬はポーチをほとんど使わないけど、富士吉田は乾燥機がなく、ふとんをほすために、ポーチをよく使います。ポーチは

すごく便利ですので、結局大きいドアを包みませんでした。そのほかにもこんなことがありました。アパートの居間に冬の時に開けたくない窓があつたから、その窓を包みました。二日後、すごく寒かった夜に、居間のドアを開けて、小部屋からガラストープを持ち出して、点けました。友達からガラストープの使い方を習つて、アパートがあつたかくなつて、僕は休みました。十分後、ストーブが突然に止まつてしまいました。すぐ、ス

トープから小さいアラームが聞こえました。友人はストーブが止まることを何も言わなかつたから、すぐストーブを点けました。五分後、ストーブがまた止まつて、その後もう点きませんでした。次の日、友達と会話して、ストーブの問題がわかりました。FRESH >R がないとガラストープを使えないから、ついに大きい窓からプラスチックを取りました。

去年、富士北麓地域の冬のリビング習慣がわかるようになって、ガラストープやコタツやそのほか北ミネソタ州にないものをよく使いました。まだ、アパートの窓から寒い風が入るけど、今年はアメリカから特別なプラスチックを注文しません。



お答え
します

自治

Q & A

債権者から債務者の住民票の写しの請求があった場合どのように対応したらよろしいでしょうか

Q

A

住民基本台帳法によると、住民票の写しの交付請求を行う者は市町村長に対して請求事由その他省令で定める事項を明らかにしなければならず、市町村長は、当該請求が不当な目的であることが明らかなきは、交付を拒むことができる（住基法十二条一・二・四項）とされています。特に請求事由については、具体的に住民票のどの部分を

どのような目的に利用するのかが明らかになる程度の記載が必要であると考えられています。また、債権者からの請求については、通常は契約書を有しており、その写しの添付及び提示は債権者にとつてそれ程負担ではなく、市町村長がその請求事由の真实性を確認するためにも、原則として契約書の写しの添付を求めることは適当だと考えられます。しかしな

がら、その契約形態上、契約書の取り交わしのない場合は、その他の方法により債権債務関係の存在を市町村長が判断できるものであれば、代替することができると考えられます。

これらの請求に基づき、市町村長は債権者の「正当な権利の行使」と、債務者の「プライバシーの保護」を比較して、社会通念上、交付の「必要性や合理的な理由」があるかを個別事例ごとに判断することになります。特に戸籍の表示等の入った住民票の交付については注意を払う必要があり、その際、交付又は拒否の理由について十分に対外的に説明できるよう整理した上で決定することが重要です。

以上の点を踏まえ「債務者の所在確認のため」といった理由で、戸籍の表示入りの住民票の写しを

請求された場合は、その様な請求事由であれば、現住所の確認ができればよいので住所の記載があればよく、原則として本籍を知ることの必要性が認められないので、戸籍の表示等は省略して交付することが適当であると考えられます。

また、債務者の住民票が削除されており、かつ転出地住所が空欄であったり、転出届出に記載されている転出予定日が過ぎても転入通知が未着になっているような場合において、そのことを理由に債権者から、戸籍の表示入りの削除された住民票の交付の請求を受けた場合についても、前述したように、原則として本籍地を知ることが債務者の所在確認に直接つながるとは考えられないため、請求に応じることは適当ではないと考えられます。ただし、このようなケ

ースにおいて市町村は、本籍地市町村に戸籍の附票に記載された住所を尋ねて、転入通知等に漏れがないかを確認のうえ、仮に記載漏れが発覚した場合は、消除された

住民票の転出地欄に記載し、交付する（戸籍等は省略）ことにより、債権者の権利の保護に努めることが適当だと考えられます。

稼働していない生産設備に対して、固定資産税（償却資産）の課税ができる場合の判断基準はありますか？

Q

A

固定資産税の課税客体である償却資産の要件は、「事業の用に供すること

ができる資産」（地方税法第三四一条第四号）とされており、現に事業用として使用されている場合はもちろん、事業用資産として使用する目的で所有され、かつ、事業用資産として使用できると認められる状態にあれば足りるとされていますので、課税の可否は、所有の目的と設備の状況から判断することになります。この判断は実際には難しく、一月一日の賦課期日現在における設備所有者の意思決定の内容や設備の設置場所、動力系統との接続の状況、維持管理

の状況などの設備の客観的な管理状況を総合的に判断するものとされています。

生産設備が稼働していない具体的な例としては、

（ア）工場を新設し、生産設備も設置したが、未だ稼働していない場合

（イ）景気の低迷や設備の転用、改造等のために一時的に稼働を停止している場合で、稼働が停止されている期間もその維持補修が行われ、いつでも稼働できる状態にあるとき。

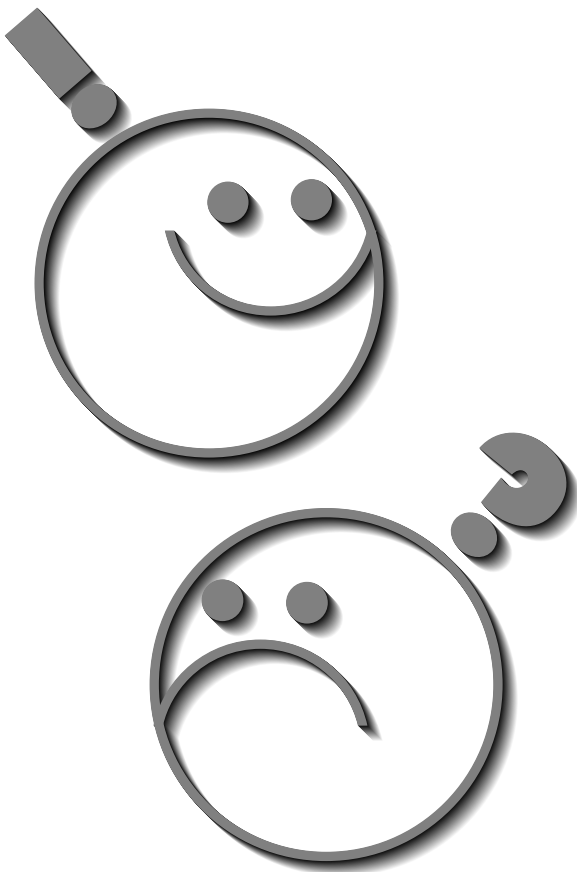
（ウ）これまで稼働していた設備が、機能の低下、旧式

化等の理由で使用されなくなり、将来も他に転用される見込みもなく、費用等の理由から解体・撤去されずに放置されているような場合等が考えられます。

（ア）の例では、これからの稼働が予定されており事業用資産としての所有目的には問題がなく、設備の試運転等がなされた時点から「事業の用に供することができるとされています。なお、稼働等に許認可が必要な場合には、原則としてその許認可があつた時点からとされています。

（イ）と（ウ）の例では、使用停止の状況が一時的かどうかで異なることとなりますが、動力系統との接続がされているか、設備の機能低下がないような維持補修がなされているかなどの状況を調査し、所有者の事業計画等における決定の内容を確認し、使用が廃止されているかどうかなどを総合的に判断することになります。

なお、法人税法等の減価償却により損金等に算入されている場合には、課税の可否の参考資料となり得ると思いますが、損金等に算入されていないまでも課税が可能な資産もあり、法人税法等の扱いだけで判断することはできませんので、資産の状況等の実体により課税の可否を判断することになります。



各地方公共団体が「バランスシート」や「行政コスト計算書」を作成し始めていますが、これらからどのようなことが分かるのでしょうか？

A

「バランスシート」は、その地方公共団体の財政構造を読みとるツールです。

税金の効率的な活用が求められている各地方公共団体の財務活動を表すものとして、税金等を活用した結果としてストック面でどのような成果が出ているのか、どのような資産形成がなされてきているのかという状況とその調達財源の状況を明らかにするものといえます。

すなわち、「団体内部における資金の源泉と使途を表すもの」として整理するのが適当であると思えます。

バランスシートの借方には、「資産の部」として、有形固定資産（土地、建物、備品など）の建設や投資・融資の実行、流動資産などの

Q

内容が、バランスシートの貸方には、その取得のために充当された財源が、「負債の部」と「正味資産の部」の金額により説明されています。

負債と正味資産の比率からは、財政の健全性を推し量ることができま

す。例えば、負債が正味資産より大きい地方公共団体は、公債費負担等で今後相当厳しい財政運営が強いられることとなります。

「行政コスト計算書」は、行政サービス

の提供に要したコストとその財源が説明されています。

総務省が提示した方式では、「行政コスト」には、教育費・民生費・農林水産業費など行政分野ごとに、人件費、普通建設事業費、減価償却費や退職給与引当金繰入が加味

された発生コストが計上されています。

【収入項目】には実際の入金ベースの一般財源（ただし税収については未済額を含む場合があります）や使用料・手数料等が集計されています。

この両者の差額として計算される金額が当該年度の実質的な黒字もしくは赤字の金額を示すこととなります。

減価償却費等の非支的費用を上回る現金収入がなければ、その年度は実質的に赤字運営であったことが分かります。

総務省の方式で作成されるバランスシートや行政コスト計算書は、できるだけ多くの地方公共団体が取り組むことができるよう作成のしやすさに重きが置かれています。作成されたものは、今までの予算、決算などの財政公表に加え、新しくわかりやすい説明により、

説明責任をより一層果たしていくための有効なツールといえることができます。

しかし、ただ作成するのが目的ではなく、作成された成果物を今後の財源配分、政策選択に活かしたり、個別の施策についての事業自体のあり方、ハード・ソフトの事業選択等について活かしていくことが必要です。

例えば、バランスシートや行政コスト計算書を住民一人当たりの額で算出することにより他団体との比較が容易になり、さらに、経年比較することにより、行政サービスの提供コスト等の推移が把握できることなど様々な活用方法が考えられます。

バランスシートや行政コスト計算書はそのための第一歩といえますので、その第一歩をまず踏み出し、より効率性・透明性の高い行政運営を実現していただきたいと思えます。



市町村イベントごよみ

【特集】

芸術の秋



NOV



DEC



白州の里名水まつり

白州町 11月18日(日)

「白州の里名水まつり」は、名峰甲斐駒ヶ岳の懐に抱かれ、清流で豊かな水の流れをはぐくんでいる自然環境豊かな白州町で、発展している町内産業、経済、文化、観光などの実情を「まつり」とおして町内外に公表する一大イベントです。

そして、この「白州の里名水まつり」が、地域に密着し、町民すべてが参加することにより地域社会の連携とコミュニケーションが行われ、活性化につながるものと期待しています。

祭りの当日は、長イモや椎茸、白菜、大根などの地元農産物や特産品が所狭しと並べられ、販売されます。また餅つきやヤキトリ、そば、うどんなど多くの模擬店も出店し、活気を見せています。

特設ステージでは、保育園児のマーチングバンドや白州中ブラスバンド部の演奏、文化協会舞踊部の舞踊、キャラクターショー、歌謡ショーなどの多彩なステージが繰り広げられ、一日中名水の里の秋を満喫できます。
(会場：白州町総合グラウンド)



秀麗富嶽十二景 写真コンテスト

大月市 11月1日～12月26日

大月市の優れた景観環境を市内外に紹介し、観光資源として地域の活性化を図るため、平成元年に「秀麗富嶽十二景」を選定し、多くの方にその美しい景観に親しんでいただくとともに、自然保護の理解を深めるための端緒となることを願い、平成五年から写真コンテストを実施しています。

五〇〇円札の富士山撮影場所として知られる雁が腹摺山をはじめとした十八山頂(山城)からの富士山を題材とした作品を十一月～十二月に募集し、翌年一月に入選作の発表、二月に表彰を行います。また、審査・表彰には、大月市出身で世界的山岳写真家である白旗史朗氏を招き、実施しております。

南部町 12月2日(日)

内船歌舞伎公演

内船歌舞伎の始まりは、約二

〇〇年前の江戸時代、江戸の旅芸人が身延山参拝の帰路に内船に滞在して歌舞伎を伝授したのが始まりといわれています。

内船にはかつて三つの座があり、毎年旧正月の十四日に交代で公演することが慣例になっていました。

明治時代には山梨県下をはじめ県外各地を巡業するまで全盛を極めました。が、伝承者が高齢となるに及んで後継者もなくなってきたため順次解散してしま

いました。

しかしその後、昭和三十七年に郷土の伝統芸能を保持しようとする青年団が復活公演を開催し、昭和五十年には内船歌舞伎保存会が設立され、以降保存会を中心にした活動が行われています。

定期公演は毎年十二月第一日曜日、大人の演じる歌舞伎の他、子供歌舞伎も上演され、人気を博しています。
(会場：南部町総合会館)



都留市 12月23日(日)

市民『第九』演奏会

年末の風物詩、うぐいすホルの冬の最大のイベントと言え

ば、市民『第九』演奏会。この演奏会は、都留文化大学管弦楽団を主体にした市民『第九』管弦楽団と都留市合唱連盟を主体にした市民『第九』合唱団により実現したもので、学生と市民が一体となった学園都市ならではの企画として、毎回満席の盛況をいただいております。

現在、市民『第九』管弦楽団員

及び合唱団員について、参加者を募集しておりますのでお問い合わせ下さい。

今回は十二月二十三日に記念すべき五回目の演奏会が開催されます。回数を重ねることにいよいよ自信に満ちあふれ、堂々とした『歓喜のステージ』をご覧ください。

(会場：都留市文化ホール(うぐいすホール)大ホール)



市町村振興協会たより

オータムジャンボ宝くじについて

はじめに

近年、少子・高齢化の進展、経済構造の変化、生活様式の多様化といった様々な分野における構造的な変化に対応することが求められる中、とりわけ、住民に最も身近な市町村の役割が急速に高まりつつあることや地方分権の新たな体制の下で、地方税財源の充実に努めること等から、本年度から新市町村振興宝くじ(通称:オータムジャンボ宝くじ)が創設された。

ご案内のとおり本宝くじは、9月27日から1等前後賞を2億円とし、発売を開始したが、各位のご協力により発売額(目標額)210億円を完売することができた。

今後、本宝くじの収益金については、各都道府県に配分され、都道府県から各市町村振興協会に交付される。また、市町村振興協会に交付された交付金については、毎年度全市町村に配分することとしている。

市町村への配分方法

本宝くじの収益金の配分方法及び対象事業等については、去る8月31日開催の市町村振興協会理事会において協議を行い、市町村交付金交付規程を決定した。

その中で、市町村への配分方法は、均等割40%、人口割60%として配分することとした。

宝くじ交付金の使途

本宝くじの交付金を受けた市町村は、地方公共団体が緊急に対応する必要がある課題に幅広く宝くじの収益金を活用できるよう平成12年2月に改正が行われた自治省令(地方財政法32条に規定する事業を定める省令)に定める事業の財源として活用することとしている。

省令で定める事業

- 1.国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 2.博覧会、見本市、展示会等の運営に係る事業
- 3.高齢化、少子化施策に係る事業
- 4.地域の情報化に係る事業
- 5.芸術・文化の振興に係る事業
- 6.大規模な風水害、地震、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの予防に係る事業
- 7.地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 8.特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 9.地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業



終わりに

今後、本協会から本宝くじ交付金の取扱いについて通知をさせていただきますが、現下の極めて厳しい市町村財政下において、本宝くじ交付金は、極めて貴重な財源であることから、省令に定める事業に積極的に活用願うとともに、今後、宝くじの意義について一層住民の理解が深まるよう努められることをお願いしたい。



はつらつ!! 市町村職員



いいじま たけし
飯島 健史さん(石和町)

今春4月21日に結婚、ハネムーンから帰ったばかりの飯島健史主事は、石和町役場に勤務して5年、都市計画課都市整備係で公園の維持管理に「鯉に餌をあげたり、遊具の設置を考えたり、いたずら書きを消したり、そればかりではありませんが。」開発事業の許認可に「分譲住宅やマンション計画・大規模店の進出計画を地域住民に合ったものにするために。」と多岐にわたる仕事に取り組んでいます。毎年、年末には志願してゴミ収集車に乗り込み、町の別の姿を見つめる努力も忘れていません。

「趣味は旅行にスキー・スノーボード。」と言いながらも、アフターファイブは若い職員とテニスやバドミントンの計画を立て、役場の野球部にも所属、あちこちのロードレースにも出場したりのスポート大好き人間です。

アグレッシブな毎日に「これからは愛妻弁当が加わります。」とますます元気印の二重丸。

飯島健史主事が発信基地となり、いきいきした職場に・活力ある町づくり推進していきそうです。



山梨自産風の



A F T E R N O T E S

編集後記

時の過ぎるのは、早いものである。つい先頃、新年度を迎え各種の総務省調査を実施し、夏の参議院選を終えたと思えば、もう県民の日、市町村課の年間行事も半道中を終えた。私事ではあるが、公私ともに、いろいろなことを片づけねばと思いつつ、時が過ぎてしまった。

最近、新聞紙上では市町村合併に関する記事が多くなっている。本誌も、前号から「合併コーナー」を設け、市町村職員の皆様に時の情報を掴んで頂きたいと思っている。そう言えば、合併特例法の適用期限は、あと3年4月。



第16回 県民の日記念行事

「第16回県民の日記念行事」は、11月17日(土)、18日(日)の両日小瀬スポーツ公園で開催されます。64市町村の特産品などの販売等を行う「交流広場」など盛り沢山の行事が催されます。